

平成22年第1回定例会 県土整備企業常任委員会 所管事項説明資料

【経営分野】

- 1 長期経営ビジョン及び中期経営計画について..... 1
- 2 平成22年度の組織定数について..... 5
- 3 平成22年度当初予算のポイント..... 6
- 4 平成21年度決算見込みの概要について..... 11
- 5 経営基盤の強化について..... 12

【事業分野】

- 1 水道用水供給事業..... 15
- 2 工業用水道事業..... 21
- 3 水力発電事業..... 27
- 4 RDF焼却・発電事業..... 31

〔資料〕

- 企業庁組織図と事務分掌表..... 37
- 伊賀市水道事業への一元化に向けた基本合意書..... 42
- 志摩市水道事業への一元化に向けた基本合意書..... 44
- 志摩市水道事業への一元化に向けた基本合意書（変更）..... 46
- 三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書..... 47
- 平成22年4月14日RDF運営協議会理事会資料..... 52
(その他、RDF処理委託料の改定及び土地区画整理事業に関する資料を含む)

〔別冊〕

- 平成22年度事業概要「水の恵み」

平成22年5月25日

企業庁

【経営分野】

1 長期経営ビジョン及び中期経営計画について

(1) 経緯

社会情勢の変化に的確に対応し、県の基本計画である「県民しあわせプラン」を着実に推進するとともに、知事が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月）を具体化するため、平成19年11月に、今後10年間の企業庁の事業運営の理念と道筋を示した「三重県企業庁長期経営ビジョン」（平成19年度～28年度、以下「長期経営ビジョン」という）及びその実行計画である「三重県企業庁中期経営計画」（平成19年度～22年度、以下「中期経営計画」という）を策定し、抜本的な経営改善を進めています。

「長期経営ビジョン」の概要は、別冊「水の恵み」の17、18頁、「中期経営計画」の概要は、同冊子の49～51頁のとおりです。

(2) 進行管理

①成果指標の実績把握と公表

- ・「中期経営計画」で設定した成果指標について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を検証しています。
- ・「中期経営計画」については、取組の進捗状況などを踏まえ、平成21年3月及び平成22年3月に見直しを行いました。
- ・計画の進捗状況については、ホームページにより公表しています。

②三重県企業庁の経営に関する懇談会

「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」に基づく事業の実施状況や経営状況について、県民・ユーザー、有識者等から広く意見をいただき経営に反映していくため、毎年度、「企業庁の経営に関する懇談会」を開催することとしています。

(3) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

①一市供給地域における水道用水供給事業の市水道事業への一元化

【伊賀水道】

平成19年6月から、伊賀水道連絡調整会議等において、環境森林部とともに伊賀市と協議を行い、平成22年4月から一元化することなどについて、市と基本合意（平成20年11月4日付け、資料42頁）を締結し、平成22年4月には一元化を実施しました。

今後は、必要に応じて、企業庁から随時技術支援を行っていきます。

【志摩水道】

平成19年6月から、志摩水道連絡調整会議等において、環境森林部とともに志摩市と協議を行ってきており、平成22年4月から一元化することなどについて、市と基本合意（平成21年3月30日付け、資料44頁）を締結しました。

その後、平成21年11月に、市から、一元化後の維持管理に万全を期すとともに、市職員の技術レベルの更なる向上に努めるため、一元化実施時期の1年間延期及び市職員の企業庁への派遣についての要望が出され、基本合意の変更（平成22年3月29日付け、資料46頁）を行い、一元化実施時期を1年間延期しました。

平成22年度については、平成23年4月からの一元化に向け、市から派遣職員を受け入れ、技術継承等を行うとともに、固定資産及び公営企業債の名義変更など一元化に向けた諸手続きを引き続き進めます。

◎志摩市水道事業への一元化に向けたスケジュール

項 目	H20	H21	H22												H23			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
南勢志摩水道用水供給事業	一元化基本合意	一元化基本合意変更															協議契約	志摩市水道事業へ一元化
① 志摩市職員の技術継承			→															
② 企業庁から志摩市へ技術支援																		→
③ 事業経営認可																	志摩水道分減量	規模縮小
④ 財産処分手続き			→															
⑤ 公営企業債の引継(名義変更)																		→

②水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の推進

工業用水道事業については、従来の運転監視業務委託契約の更新時期と合わせ、平成21年4月から全ての工業用水道の浄水場等において包括的な民間委託を開始しました。

包括的な民間委託の開始後においても、用水供給を行う事業者としての責任は企業庁に残ることから、企業庁において業務体制の確保・強化を図るとともに、職員の技術力、指導監督能力の向上に積極的に取り組み、受託者との十分な連携のもと、一体となって安全・安心・安定供給の継続に努めています。

また、水道用水供給事業については、平成24年度からの委託導入を目標に、工業用水道事業での委託実績を検証するとともに、課題への対応等を整理してまいります。

【平成21年度から実施している浄水場等における包括的な委託の業務内容】

事業区分	浄水場名	業務内容	
		統括運転監視	浄水施設管理及び水質管理 軽微な修繕保全工事
北勢水道事務所	沢地浄水場(桑名市)	統括運転監視	浄水施設管理及び水質管理 軽微な修繕保全工事
	伊坂浄水場(四日市市)		
	山村浄水場(四日市市)		
	多度浄水場(桑名市)		
	播磨浄水場(桑名市)	浄水施設管理及び水質管理 軽微な修繕保全工事	
水沢浄水場(四日市市)			

※破線枠部分が平成21年度から実施している業務範囲。破線枠部分以外は直營業務及び個別発注業務。

【包括的な委託を進めるスケジュール】

委託する 主な業務内容		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28年度
工業用水道事業	運転監視 業務委託		委託済								
	維持管理業務 (施設の保守点検 水質管理(検査))		個別委託	技術管理業務の包括的な 民間委託 期間:平成21年4月～ 平成23年3月			包括的な民間委託の拡大				
	配水運用、漏水 等の緊急時対応	企業庁職員による 管理									
水道用水供給事業	運転監視 業務委託		委託済 ※			委託の更新					
	維持管理業務 (施設の保守点検 水質管理(検査))		個別委託	技術管理業務の包括的な 民間委託			包括的な 民間委託の拡大				
	配水運用、漏水 等の緊急時対応	企業庁職員による 管理									

※ただし、中勢水道事務所については、平成24年度から委託を実施する予定。

③水力発電事業の民間譲渡

ア 中部電力㈱との協議状況

平成19年10月から、中部電力㈱や政策部とともに「総合調整」、「設備」、「用地」の3つの部会を設置し、部会ごとに譲渡・譲受にあたっての課題整理、確認を行ってきました。平成21年3月30日には「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」(資料47頁)を締結し、これまでに合意した内容や今後の対応の方向について、双方が確認しています。

平成21年度は、この確認書の対応方針に沿って設備や用地の課題解決を進めるとともに未解決となっている地域貢献課題3項目(緊急発電放流、森林環境保全事業、奥伊勢湖環境保全対策)について協議を行ってきました。

また、協議が進捗する中で新たな課題となった運転監視システムの整備についても協議を行い、中部電力㈱が運転監視システムを整備する3年から4年程度、譲渡目標時期を延伸することとし、平成22年度末の譲渡目標時期を平成25年度又は平成26年度にしました。

イ 平成25年度又は平成26年度の譲渡・譲受に向けての対応

譲渡目標時期を延伸しましたが、中部電力㈱が運転監視システムの整備に着手するにあたっては譲渡・譲受に関する基本的な事項(譲渡範囲、譲渡時期、譲渡価格など)について合意が必要なことから、今年度の早い段階で、この合意ができるよう、次のとおり取り組んでいきます。

(ア) 地域貢献について

中部電力㈱と締結した確認書における地域貢献の取組課題 14 項目のうち、11 項目については譲渡後も継続することで合意していますが、残る 3 項目については、継承が困難な状況になっています。

緊急発電放流については、電気事業者が取り組む地域貢献として強く求めてきましたが、実施は困難な状況です。県としては引き続き努力していますが、今後、議会や関係市町のご意見をお聞きしながら、対応方針を決定していきます。

また、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策についても、受け入れが困難な状況ですが、これまでの経緯を踏まえ、中部電力㈱と引き続き協議しているところです。

(イ) 設備、用地・権利関係について

中部電力㈱と確認した課題や対応方針に沿って次のとおり対応します。

- ・ 土木設備・電気設備については、具体的な対応方法を協議しながら、課題の解決を図っていきます。

また、課題となっていた使用中の PCB 含有大型変圧器 5 台についても、譲渡までに計画的に取り替えます。

- ・ 用地・権利関係については、境界確認、用地境界杭設置、用地測量及び管理用図面等の作成業務を引き続き進めていきます。また、未登記地の解消、権利の設定、発電所敷地内の国有地の払下げ・付け替え等についても、譲渡までに実施していきます。

(ウ) 譲渡価格について

譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な譲渡価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例など、様々な要素を踏まえて検討するとともに、収益性を考慮した事業価値の算定を行うなど、関係部と連携して進めています。

また、中部電力㈱とは、双方の譲渡価格に対する考え方について協議しています。

④水力発電事業の民間譲渡に伴う RDF 焼却・発電事業の運営形態について

水力発電事業の譲渡目標時期について、3 年から 4 年程度延伸することとしたことから、RDF 焼却・発電事業については、水力発電事業の譲渡まで、附帯事業として運営を行います。

2 平成22年度の組織定数について

(1) 組織改正

北勢水道事務所において、「総務管理室」の業務の効率化をより一層図るため、「経営課」と「管理課」を統合し、新たに「経営管理課」を設置しました。

平成21年度		平成22年度		
《北勢水道事務所》		《北勢水道事務所》		
所長	<ul style="list-style-type: none"> 総務管理室 浄水室 配水運営室 (安全給水調整監兼室長) 施設整備室 	<ul style="list-style-type: none"> 経営課 管理課 浄水管理課 播磨浄水場 水沢浄水場 水道保全課 工水保全課 建設1課 建設2課 機電課 	<ul style="list-style-type: none"> 総務管理室 浄水室 配水運営室 (安全給水調整監兼室長) 施設整備室 	<ul style="list-style-type: none"> 経営管理課 浄水管理課 播磨浄水場 水沢浄水場 水道保全課 工水保全課 建設1課 建設2課 機電課

(2) 現在員数の推移(平成22年4月1日現在)

【単位:人】

	H18		H19		H20		H21		H22	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本 庁	79	16	70	△9	76	6	73	△3	68	△5
事業所	198	△15	202	4	193	△9	187.5	△5.5	185.5	△2
計	277	1	272	△5	269	△3	260.5	△8.5	253.5	△7

※ 再任用短時間勤務職員は0.5人として計上。

企業庁の定員管理については、平成19年度に策定した「定員管理計画(H19~H28)」により行ってきており、平成22年度は7人の削減を行いました。

3 平成22年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁は、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針とし、ISO9001品質マネジメントシステムを活用し、効率的で安定した事業運営を行うとともに、水資源機構割賦負担金等の繰上償還や新規企業債の発行抑制に努め、金利負担の軽減を図るなど、財務基盤の強化を進めていきます。

また、平成19年度に策定した企業庁の「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」に基づき、経営改善の取組や計画的な施設改良、拡張事業等を推進しています。

経営改善の取組のうち、伊賀水道の一元化については、平成22年4月から実施の予定で取組を進めており、志摩水道の一元化及び水力発電事業の民間譲渡については、関係機関とも協議のうえ目標時期を延伸することとして取り組んでいます。

また、施設改良では耐震化対策の進捗に一部遅れが生じていますが、拡張事業については計画どおり進捗が確保できています。

平成22年度は、経営改善の取組について、課題の解決に積極的に取り組むなど目標達成に向けて着実に推進していきます。

また、施設改良について、取組の進捗に留意しつつ、引き続き耐震化対策等を着実に進めるとともに、拡張事業について、北勢広域水道拡張事業の平成23年4月からの全部給水開始に向け、施設等の整備を効率的に実施していきます。

また、地球温暖化対策などの環境に配慮した事業活動や地域貢献活動も積極的に進めていきます。

なお、平成22年1月から工業用水道料金の引き下げを実施したところであり、平成22年4月から水道料金についても引き下げを実施する予定としております。

2 平成22年度当初予算の事業別概要

(単位：千円)

事業	年度	収益的収入 (A)	収益的支出 (B)	収益的収支 (A) - (B)	純利益 (税抜き)	資本的収入 (C)	資本的支出 (D)	資本的収支 (C) - (D)	
水道	21	12,716,581	11,118,624	1,597,957	1,397,590	6,228,379	11,690,125	△5,461,746	
	22	10,604,027	(9,733,524) 14,912,362	(870,503) △4,308,335	(746,782) △4,432,056	3,001,398	8,677,490	△5,676,092	
	増減	△2,112,554	(△1,385,100) 3,793,738	(△727,454) △5,906,292	(△650,808) △5,829,646	△3,226,981	△3,012,635	△214,346	
	前年対比	83.4%	(87.5%) 134.1%	(54.5%) △269.6%	(53.4%) △317.1%	48.2%	74.2%	103.9%	
工業用水道	21	6,768,906	6,326,124	442,782	303,482	2,963,654	5,729,586	△2,765,932	
	22	6,401,713	5,900,864	500,849	356,020	2,858,647	7,070,254	△4,211,607	
	増減	△367,193	△425,260	58,067	52,538	△105,007	1,340,668	△1,445,675	
	前年対比	94.6%	93.3%	113.1%	117.3%	96.5%	123.4%	152.3%	
電気	21	3,304,149	3,747,063	△442,914	△447,827	56,647	663,726	△607,079	
	22	3,222,497	3,716,007	△493,510	△495,658	209,325	604,030	△394,705	
	増減	△81,652	△31,056	△50,596	△47,831	152,678	△59,696	212,374	
	前年対比	97.5%	99.2%	111.4%	110.7%	369.5%	91.0%	65.0%	
電気内訳	水 力	21	2,446,436	2,414,289	32,147	20,275	56,647	656,977	△600,330
		22	2,338,038	2,572,834	△234,796	△234,020	209,325	596,942	△387,617
		増減	△108,398	158,545	△266,943	△254,295	152,678	△60,035	212,713
		前年対比	95.6%	106.6%	△730.4%	△1154.2%	369.5%	90.9%	64.6%
RDF	21	857,713	1,332,774	△475,061	△468,102	-	6,749	△6,749	
	22	884,459	1,143,173	△258,714	△261,638	-	7,088	△7,088	
	増減	26,746	△189,601	216,347	206,464	-	339	△339	
	前年対比	103.1%	85.8%	54.5%	55.9%	0.0%	105.0%	105.0%	
合計	21	22,789,636	21,191,811	1,597,825	1,253,245	9,248,680	18,083,437	△8,834,757	
	22	20,228,237	(19,350,395) 24,529,233	(877,842) △4,300,996	(607,144) △4,571,694	6,069,370	16,351,774	△10,282,404	
	増減	△2,561,399	(△1,841,416) 3,337,422	(△719,983) △5,898,821	(△646,101) △5,824,939	△3,179,310	△1,731,663	△1,447,647	
	前年対比	88.8%	(91.3%) 115.7%	(54.9%) △269.2%	(48.4%) △364.8%	65.6%	90.4%	116.4%	

※水道事業の「収益的支出(B)」欄には、伊賀水道事業の特別損失約52億円(51億7,883万8千円)を含んでいるため、特別損失を除いた実質的な収支を上段()書きで記載しています。

○ 伊賀市水道事業への一元化に伴う特別損失について

取得	財源 (億円)
固定資産 203	企業債 90
	県出資金 52
	補助金・工事 負担金等 61



県出資金52億円に相当する資産を無償譲渡するため、同額の特別損失が発生しますが、経理上の処理であり、経営に影響を与えるものではありません。
(※企業債及び補助金等は伊賀市に引き継ぎます。)

○ 水道事業

北勢広域水道拡張事業の平成23年4月からの全部給水開始に向け、施設等の整備を進めるとともに、多気浄水場薬品注入設備機器取替工事など老朽化した施設の更新を進めます。

志摩水道について、平成23年4月からの一元化が実施できるよう、市職員の派遣を受け入れ技術継承等を進めます。

平成22年度当初予算 規模

水道 年度	支出予算総額 (単位：千円)		
	収益的支出	資本的支出	合計
H21	11,118,624	11,690,125	22,808,749
H22	(9,733,524) 14,912,362	8,677,490	(18,411,014) 23,589,852
増減	(△1,385,100) 3,793,738	△3,012,635	(△4,397,735) 781,103
前年対比	(87.5%) 134.1%	74.2%	(80.7%) 103.4%

上段()書きは、伊賀水道事業の特別損失を除いたものです。

○ 工業用水道事業

引き続き水管橋などの耐震化や老朽化施設の更新を進めます。

平成21年度から導入した技術管理業務の包括的な民間委託について、適切に指導・監督を行い、安全・安心・安定供給の継続に努めます。

平成22年度当初予算 規模

工水 年度	支出予算総額 (単位：千円)		
	収益的支出	資本的支出	合計
H21	6,326,124	5,729,586	12,055,710
H22	5,900,864	7,070,254	12,971,118
増減	△425,260	1,340,668	915,408
前年対比	93.3%	123.4%	107.6%

○ 電気事業

水力発電事業の民間譲渡に向けて、平成22年度も引き続き譲渡交渉先との協議を継続するとともに、資産の整理や改良を進めます。

RDF焼却・発電事業について、安全・安定した運転が継続できるよう、適切な維持管理を行います。

平成22年度当初予算 規模

電気 年度	支出予算総額 (単位：千円)		
	収益的支出	資本的支出	合計
H21	3,747,063	663,726	4,410,789
H22	3,716,007	604,030	4,320,037
増減	△31,056	△59,696	△90,752
前年対比	99.2%	91.0%	97.9%

◎ 企業庁全体

平成22年度当初予算 規模

3会計合計 年度	支出予算総額 (単位：千円)		
	収益的支出	資本的支出	合計
H21	21,191,811	18,083,437	39,275,248
H22	(19,350,395) 24,529,233	16,351,774	(35,702,169) 40,881,007
増減	(△1,841,416) 3,337,422	△1,731,663	(△3,573,079) 1,605,759
前年対比	(91.3%) 115.7%	90.4%	(90.9%) 104.1%

上段()書きは、伊賀水道事業の特別損失を除いたものです。

3 主な重点項目

(1) 計画的な施設改良の推進 予算額 4,915,470千円

将来にわたり水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場、発電所などの施設を効率的に整備し適切に維持更新していくことが不可欠です。

このため、「三重県企業庁施設改良計画（平成19年度～平成28年度）」に基づき耐震化対策や老朽劣化対策等を計画的に推進していきます。

①耐震化対策	1,194,439千円
・水管橋耐震補強工事等(内部川他13件)	587,849千円
・主要施設耐震補強工事(千本松原取水所改良工事他8件)	606,590千円
②老朽劣化対策	2,924,040千円
・内径1000耗PC管布設替工事(二期・東日野)	510,756千円
・多気浄水場薬品注入設備機器取替工事	409,500千円
・高野浄水場5号、6号送水ポンプ取替工事	208,387千円
・南勢水道事務所管内遠方監視制御装置改良工事	184,800千円 他
③その他(配水運用の強化等)	796,991千円
・配水管布設工事(二期・力尾)	315,000千円
・播磨浄水場小水力発電設備設置工事	113,190千円 他

(2) 拡張事業等の推進 予算額 574,143千円

現在実施している北勢広域水道拡張事業について、平成23年4月からの全部給水開始に向けて計画的・効率的に事業を推進します。

また、ユーザー企業からの給水申込等に対し的確に対応していきます。

①北勢広域水道拡張事業	545,189千円
・田光送水ポンプ所計装設備設置工事	105,000千円
・潤田送水ポンプ所ポンプ設備等設置工事	84,000千円 他
②工業用水の需要増に対応した施設整備	28,954千円
・量水装置設置工事	26,224千円 他

(3) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

予算額 569,142千円

長期経営ビジョンに基づき、水道事業の1市供給地域における市水道事業への一元化、水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託、水力発電事業の民間譲渡等を着実に推進していきます。

①市水道事業への一元化	65,950千円
志摩市への一元化に向けて、市と十分な協議を行いOJT等による実践的な研修や施設整備等を進めます。	
・志摩分水配管布設工事	34,776千円 他
②技術管理業務の包括的な民間委託	227,366千円
工業用水道の浄水場等(北勢水道事務所管内)において導入した技術管理業務の包括的な民間委託について、受託者との緊密な連携のもと適切に指導・監督を行い、安全・安心・安定供給の継続に努めます。今後更なる委託範囲の拡大に向け現状の委託の検証を進めます。	
・統括運転管理及び浄水場等管理業務委託	227,366千円

③水力発電事業の民間譲渡

275,826千円

水力発電事業の民間譲渡後も譲渡先において継続して安定的に発電ができるよう、譲渡交渉先と協議を行いながら必要な修繕や改良を行うとともに、譲渡を円滑に行うため、発電所関係用地に係る測量等を引き続き進めます。

- ・施設整備関係（修繕・改良等） 125,784千円
- ・用地測量調査委託 117,737千円
- ・PCB（PCB含有主要変圧器取替設計委託） 20,000千円 他

（４）環境・地域への貢献

予算額 143,190千円

地域社会の一員として「企業の社会的責任（CSR）」を果たすため、地球温暖化対策などの環境に配慮した事業活動や地域貢献活動に積極的に取り組みます。

このため、今年度に引き続き小水力発電設備の整備を進めるとともに、環境森林部が実施している水源涵養林整備の取組に参画するなど、森林の保全・再生等に取り組みます。

- ・播磨浄水場小水力発電設備工事 113,190千円(イ)
- ・水源涵養林整備事業 30,000千円

※(イ)の金額は(1)計画的な施設改良の推進(4,915,470千円)にも含まれています。

4 平成21年度決算見込みの概要について

平成21年度決算見込み事業別内訳（前年度決算対比）（単位：千円、損益収支税抜き、資本的収支税込み）

事業	年度	事業収益 (A)	事業費用 (B)	純利益 (A)-(B)	資本的収入 (C)	資本的支出 (D)	資本的収支 (C)-(D)
水道	20	11,128,374	9,547,269	1,581,105	20,556,530	25,094,424	△4,537,894
	21	12,000,233	10,107,132	1,893,100	3,246,043	9,787,960	△6,541,917
	対前年比	107.8%	105.9%	119.7%	15.8%	39.0%	144.2%
工業用水道	20	6,398,310	5,492,181	906,129	2,249,673	4,576,558	△2,326,885
	21	6,208,905	5,793,049	415,856	2,307,212	5,272,957	△2,965,744
	対前年比	97.0%	105.5%	45.9%	102.6%	115.2%	127.5%
電気	20	3,112,649	3,173,613	△60,964	70,680	667,632	△596,952
	21	2,929,177	3,231,059	△301,882	56,712	613,151	△556,438
	対前年比	94.1%	101.8%	495.2%	80.2%	91.8%	93.2%
水力	20	2,356,804	2,163,831	192,973	70,680	660,027	△589,347
	21	2,179,950	2,021,982	157,969	56,712	606,402	△549,690
	対前年比	92.5%	93.4%	81.9%	80.2%	91.9%	93.3%
RDF	20	755,845	1,009,781	△253,936	-	7,605	△7,605
	21	749,227	1,209,078	△459,851	-	6,749	△6,749
	対前年比	99.1%	119.7%	181.1%	-	88.7%	88.7%
合計	20	20,639,333	18,213,063	2,426,270	22,876,883	30,338,614	△7,461,731
	21	21,138,314	19,131,240	2,007,074	5,609,968	15,674,067	△10,064,100
	対前年比	102.4%	105.0%	82.7%	24.5%	51.7%	134.9%

※四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

長期債務の状況（平成21年度末現在）

（単位：億円）

（参考）

		借入資本 (企業債)	負債 (水資源機構割 賦負担金等)	H21年度末 残高	H20年度末 残高
		(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)
水道	元金	(7) 618	(15) 15	(21) 633	(46) 699
	利息	127	4	131	151
工業用水道	元金	(25) 228	(52) 52	(77) 280	(93) 299
	利息	45	13	57	67
電気	元金	(15) 40	- 1	(15) 41	(19) 47
	利息	9	-	9	11
合計	元金	(47) 886	(67) 68	(114) 954	(158) 1,045
	利息	181	16	197	229
	計	1,067	84	1,151	1,274

※元金欄の上段()書きは、利率5%以上の企業債及び水資源機構割賦負担金等で内数。

四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

5 経営基盤の強化について

(1) 人材育成

次世代への技術継承とチャレンジする組織を目指して、平成19年11月に「三重県企業庁人材育成方針」を策定し、職員の能力開発や技術継承に取り組んでいます。

①推進体制

「三重県企業庁職員研修委員会」において、毎年度「三重県企業庁職員研修計画」を策定し、継続的、総合的に研修等を実施しています。

また、研修委員会のもとに「人材育成部会」を設置し、次のような役割分担で取組を行います。

- ・ 人材育成部会では、人材育成方針に基づき、職務遂行上必要な能力の明確化等の課題や、研修・OJTの実施方法、各種マニュアルの整備などについて検討します。
- ・ 研修委員会では、人材育成部会で検討した内容を確認し、具体的な取組として実行に移すとともに、その成果を検証し改善につなげます。

②平成22年度における主な取組

- ・ OJTの要素を取り入れた、より実践的で効果の高い研修として、専門的な知識を有し、高い技術力を習得している職員による実践研修を的確に実施します。
- ・ 技術管理の包括的な民間委託を進めるなかで、安全・安心・安定供給が継続できるよう、職員の技術力、指導監督能力の維持・向上を目指し、実践業務などに役立つマニュアル類を整備するとともに、監督員研修を実施します。
- ・ 職務遂行上必要な能力の開発に向けて、ISO9001に定めている「必要な力量の確認及び教育・訓練」を確実に推進するよう、ISO9001研修を実施します。

(2) 防災危機管理の推進

「企業庁防災危機管理推進計画（平成19年12月改訂）」に基づき、危機管理体制の充実・強化を行うとともに、地震・風水害など自然災害による被害の軽減や漏水等事故の未然防止等に取り組めます。

①危機管理推進体制の整備

平常時における品質管理と非常時における危機管理を適切に行うため、「危機・事業管理特命監」と事業所に「安全給水（発電）調整監」を配置しています。

その上で、危機・事業管理特命監や安全給水（発電）調整監等をメンバーとする「企業庁危機管理推進会議」を設置し、災害発生の未然防止対策の検討や、事故原因の分析結果などを情報共有し、取組の水平展開を図っています。

②耐震化対策

地震対策は、地震時のみならず、事故時、濁水時にも適用できるものであり、風水害対策にも対応が可能です。このため、水道事業、工業用水道事業においては、主要施設や水管橋の耐震化対策等を計画的、重点的に実施するとともに、水力発電事業については、計画的な設備の改修等を実施しています。平成22年度も引き続き、計画的な施設改良に努めます。

③緊急時における初動・応急体制の充実・強化

民間委託の推進や業務の効率化に伴い人員削減が進む中で、災害時における応援要員の確保等、受託事業者を含めた危機管理体制を確立するため、平成21年度は、平成20年度に見直した非常参集体制に基づき各水道事務所において訓練を実施するとともに、受託事業者等との連携強化を図りました。

平成22年度も引き続き危機管理体制に関する訓練を各所属で実施し検証を行うとともに、受託事業者等との連携強化に努めることにより、効果的な体制の確立に取り組めます。

④新型インフルエンザ対策について

平成21年度に発生した新型インフルエンザについては弱毒性であることに鑑み、平成20年度に策定した「企業庁新型インフルエンザ対策マニュアル」を弾力的に運用し、感染防止策の実施など必要な対応を行いました。

今後も、強毒性の新型インフルエンザが発生した場合に備え、対策マニュアルに沿ってライフラインの維持を最優先に浄水場等の運転に従事する職員への応援体制を確立するなどの対応を進めていきます。

(3) 固定資産の管理

①市水道事業への一元化・水力発電事業の民間譲渡にかかる資産の整理

ア 市水道事業への一元化

志摩水道事業については、改良工事等による固定資産台帳の修正等の作業を行います。

イ 水力発電事業の民間譲渡

水力発電事業の資産のうち、地元の町に対し使用許可を行っている土地については、事業譲渡後も、引続き地元の町が使用できるよう、具体的な方針を固めます。

◎地元の町へ使用許可を行っている主な土地

所管	所在地	面積	取得年月	現況・構造物等
三瀬谷	大台町弥起井 字悪水ノ西 478-3 他	413.20 m ²	S40.3	消防ポンプ格納庫敷地として大台町へ使用許可を行っている。
三瀬谷	大台町弥起井 字マキノ上 442-2 他	2,947.53 m ²	S40.5	ゲートボール場敷地として大台町へ使用許可を行っている。
三瀬谷	大台町弥起井 字川ノ上506-7 他	2,000.56 m ²	S42.4	満州開拓殉難者慰霊碑等の敷地として大台町へ使用許可を行っている。
三瀬谷 (宮川)	紀北町紀伊長 島区三浦字太 地781-3 他	7,983.71 m ²	S33.1	グラウンド(多目的広場)として紀北町へ使用許可を行っている。

②未利用土地の処分

企業庁の未利用土地については、売却を随時進めており、21年度は、一般競争入札により1件の土地（旧職員公舎敷地）を売却しました。

今後も、未利用土地については、売却処分を行うなど、適切な処理を行ってまいります。

③建設改良事業に伴う固定資産台帳の作成

建設改良事業の実施により取得した資産については、供用開始に伴い、固定資産台帳の作成を行います。

平成22年度については、北勢広域水道拡張事業等について資産ごとの固定資産台帳を作成します。

(4) 労働安全衛生への対応

各事業所における労働災害・事故ゼロを実現するため、次のとおり労働安全衛生の確立に取り組んでいます。

①労働安全衛生の体制

「三重県企業庁安全衛生基本方針」に基づき、「総括安全衛生委員会」において毎年度、「安全衛生重点取組項目」を決定するとともに、基本方針と重点取組項目を具体的に実施するため、「各事業場安全衛生計画」を策定し、実効性のある労働安全衛生の取組を行っています。

②平成22年度の主な取組

- ・ 発注者として労働災害防止のため、請負業者等に対する安全衛生管理体制の周知徹底に取り組みます。
- ・ 職場に潜む労働災害をもたらすリスク（潜在リスク）についての把握を行い、そのリスクに対して優先順位をつけて評価する「リスクアセスメント」を各事業所で実施し、その結果に応じてリスクの除去又は低減対策を検討し実行します。
- ・ 企業庁作業安全要領を周知するとともに、作業実施前の打合せや作業安全要領に基づく作業の徹底に取り組みます。

<参考>労働災害発生件数

年度	企業庁職員	請負業者
19	2	7
20	2	3
21	2	0

【事業分野】

1 水道用水供給事業

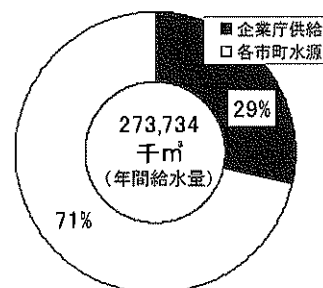
(1) 運営状況

① 市町からの要請により、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を営業し、県内29市町のうち、17市町に供給しています。

また、給水能力は、平成22年4月1日現在で一日当たり454,066m³となっています。

平成20年度の給水量は約7,854万m³で、16受水市町の需要量に対しては約37%、県全体の需要量に対しては約29%の水量に相当します。(平成21年度の給水量は約8,360万m³)

県内水道の給水量に
企業庁の水が占める割合
(平成20年度実績)



② 近年、くらしの安全・安心に対する意識が高まっており、より良質で安全な水を供給していくことが求められているため、計画的な施設改良等を進めています。

【三重県実施の「平成21年度一万人アンケート報告書」より】

「飲料水の供給」について

- ・重要意識 97.5% (順位第2位) (96.9%)
- ・満足意識 64.0% (順位第1位) (62.6%)

※ () は平成20年度報告結果

(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・・・「契約水量(一日当たり)」に「基本料金単価(円/m³・月)」を乗じて
得た金額

使用料金・・・「その月の使用水量」に「使用料金単価(円/m³)」を乗じて得た金額

また、「その月の使用水量」が、「契約水量にその月の日数を乗じて得た水量」を超えて受水した場合には、超過料金(180円/m³)をいただいています。

なお、水道料金については5年に一度見直しを行っており、平成22年4月1日に料金改定を行いました。

水道料金表(平成22年4月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業						南勢志摩 水道用水 供給事業
	北勢系 木曾川 用水系	北勢系 三重 用水系	北勢系長良川水系		中勢系 雲出川 水系	中勢系 長良川 水系	
			亀山市	亀山市 以外			
基本料金単価 (円/m ³ ・月)	(680) 670	(3,300) 2,930	3,130	1,400	(470) 1,000	(2,030) 1,000	(1,290) 1,070
使用料金単価 (円/m ³)	39	(65) 39	39	39	39	39	39

※ () 内は旧料金単価

(参考)水道事業の概要【営業関係】

(平成22年4月1日現在)

事業名	水源 <浄水場>	計画目 標年度	給水対象市町及び給水量 (m3/日)	給水能力 (m3/日)	給水開始 年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曾川 用水系	S60	木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 川越町 5,800 四日市市 36,200 鈴鹿市 10,000 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系 三重 用水系	H12	四日市市 41,800 菰野町 2,600 鈴鹿市 6,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系 長良川 水系	H30	木曾岬町 1,700 桑名市 2,000 朝日町 1,000 川越町 1,000 四日市市 700 亀山市 7,000 計 13,400	一部給水 13,400 全部給水時 18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水 (予定): H23.4.1
	中勢系 雲出川 水系	S60	津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系 長良川 水系	H30	津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道用水供給事業	志摩系	H17	志摩市 41,000 計 41,000	41,000	創設: S43.11.5 拡張一部給水: H4.4.20 拡張全部給水: H8.4.1
	南勢系	H17	伊勢市 37,300 松阪市 61,000 鳥羽市 20,000 多気町 6,050 明和町 2,800 度会町 500 玉城町 500 計 128,150	128,150	一部給水: S62.5.1 全部給水: H11.4.1
合計			17市町	454,066	

(参考)水道事業の概要【建設関係】

事業名	水源	計画目 標年度	給水対象市町 及び給水量(m3/日)	給水能力 (m3/日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北中勢水道用水 供給事業 (北勢系第2次 拡張事業) 長良川水系	長良川 (長良川 河口堰)	H30	桑名市 1,100 朝日町 1,000 四日市市 2,200 川越町 1,400 鈴鹿市 2,200 菰野町 700 亀山市 7,400 木曾岬町 2,000 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部 給水(予定): H23.4.1	平成10~ 22年度	17,089,000

(参考)水道事業の概要【確保水源】

水源	計画給水量(m3/日)	工期	事業費	備考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43~ 平成6年度	78.2億円 (長良川河口堰)	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	22,550	昭和46~ 平成3年度	39.1億円 (蓮ダム)	水源施設は完了 (国土交通省管理)

(3) 取組方向

- 水道は県民の日常生活に欠くことのできないものであり、安全で安心な水道用水を安定して供給することが求められています。
このため、品質管理の強化や水質検査体制の充実を図るとともに、ホームページ等様々な機会を通じ、水道水の水質等に関する情報を受水市町や県民の皆様に分かり易く提供していきます。
- 水道料金については、平成22年4月から一部平準化しましたが、他の水系についても、受水市町の理解を得て、将来的に平準化を検討していく必要があります。
- 北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）については、平成23年4月から全部給水を開始するため、適切に建設事業を進めるとともに、料金について関係市町と協議を進めます。
- 阪神淡路大震災の発生以降、ライフライン等に係る大規模地震対策の必要性はますます高まっており、災害による被害の軽減、未然防止等のため、企業庁施設改良計画に基づき、耐震化対策等を着実に進めます。

(4) 計画的な施設改良の推進

- 沈澱池、ポンプ所等の主要施設及び水管橋の耐震改良を行うことにより、大規模地震などの災害時において、被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の送水を実現します。
- 管路については、老朽劣化対策や漏水対策として着実に更新を行うことにより、安定した供給を実現します。
- 活性炭注入設備や追加塩素注入設備の設置などで更なる水質管理の強化を図り、より安心して飲める水の安定的な送水を実現します。

【全体 年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H19	H20	H21	H22	4か年計
水道	2,127	2,545	2,865	2,824	10,361

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H23~28	10か年計
水道	2,253	2,804	3,282	3,009	3,101	3,429	17,878	28,239

※「企業庁施設改良計画」（平成19年11月策定）より抜粋。事業費は計画ベース。

①耐震化対策

ア 応急復旧期間の目標

当庁施設の被災後の応急復旧期間の目標を最長1週間以内とし、目標達成のため必要な耐震化対策を実施します。

イ 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる沈澱池・ポンプ所等、主要施設の耐震化対策を実施します。

ウ 水管橋

構造上複雑なため短期間で復旧が困難な水管橋と、基幹管路で被災時の影響が大きい水管橋など、応急復旧に長期間を要する水管橋の耐震化対策を優先的に実施します。

エ その他

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曾川用水系)の重要な水源である水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利水者がその費用の負担を行っています。

◎主要施設及び水管橋の耐震化対策の進捗状況(平成21年度末現在)(単位:箇所)

施設区分 \ 状況	全施設数	耐震不要	耐震必要	実施済	実施予定
主要施設	129	117	12 (100%)	8 (67%)	4 (33%)
水管橋	170	112	58 (100%)	41 (71%)	17 (29%)

※実施予定には、耐震診断未実施分(主要施設:1施設、水管橋:3橋)を含みます。

②老朽劣化対策

ア 管路

漏水対策として、腐食環境の著しい箇所に埋設されている水道管については、管路の状況を見ながら、布設替えや電気防食設備を設置します。

イ 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び機器の製造中止等を総合的に勘案して更新します。

③配水運用の強化

故障・事故時などの配水運用を強化するため、調整池等を増設します。

④危機管理対策

主要施設への侵入やテロ・いたづら等の防止対策として、浄水場施設等にITV装置(監視カメラ等)を増設し、監視を強化しています。

⑤水質管理強化対策

臭気対策やトリハロメタン抑制対策のための活性炭注入設備や、配水中の残留塩素確保のための追加塩素注入設備を設置するとともに、水質情報の早期・的確な把握のため、浄水場内へ水質測定装置を設置しています。

⑥環境・省エネ対策

地球温暖化防止対策など環境の保全・再生等に資するため、小水力発電設備の整備を進めています。また、浄水場汚泥脱水設備を省エネルギー型に改良するとともに、浄水場における太陽光発電設備の増設工事を実施しました。

(5) 建設・拡張事業

①北中勢水道用水供給事業（北勢系第2次拡張）

- 北勢地域8市町に供給するため一日最大給水量47,600m³の計画で、平成18年4月の給水開始に向けて平成10年度に事業着手し、平成13年4月から桑名市(旧長島町)、木曾岬町、川越町、朝日町、四日市市(旧楠町)の5市町に一日最大給水量6,400m³の一部給水を開始しました。
- その後、全部給水開始時期について受水市町から5年延伸の要望を受け、平成18年4月から平成23年4月に変更しました。
- また、社会経済情勢の変化等に伴う水需要の伸び悩みを受けて、平成17年度から水需給の再精査を行い、平成19年6月に、既に完成している浄水施設(播磨浄水場拡張分)の有効利用を図る観点から、亀山市域での新規水需要への対応も含め、事業計画規模を一日最大給水量18,000m³に整理、縮小することで受水市町と合意しました。そのうえで受水市町からの要請に基づき、平成20年3月に北部広域圏広域的水道整備計画を改定し、県として一日最大給水量18,000m³で事業を進めています。
- 平成21年7月からは、亀山・関テクノヒルズの需要に対応するため亀山市へ一日最大給水量7,000m³の一部給水を開始し、合計13,400m³の給水を行っています。
- 今後は、平成23年4月からの全部給水に向け、引き続き拡張事業を進めるとともに料金等について受水市町と協議を進めます。

【北勢系 計画給水対象及び一日最大給水量】 (単位：m³/日)

		変更前	現行
計画給水量		47,600	18,000
市町別給水量	桑名市	6,500	1,100
	木曾岬町	2,700	2,000
	川越町	3,600	1,400
	朝日町	2,200	1,000
	四日市市	13,000	2,200
	鈴鹿市	13,000	2,200
	菰野町	4,000	700
	亀山市	2,600	7,400

【平成21年度末進捗状況】

- ・事業費ベース 95.2% (162.62億円/170.89億円)
- ・送水管布設 97.1% (60.8km / 62.6km)
- ・用地取得 95.5% (3.07ha / 3.22ha)

【平成22年度における主な工事予定】

- ・田光送水ポンプ所計装設備設置工事 105,000千円
- ・潤田送水ポンプ所ポンプ設備等設置工事 84,000千円 他

②南勢志摩水道用水供給事業（南勢系）：大台町への新規給水について

平成21年1月に大台町から県に対し、平成27年度から一日最大給水量1,700m³の新規給水申し込みがあり、環境森林部と協議し、南勢志摩水道用水供給事業により対応する方向で進めることとしました。

大台町への給水にあたっては、南勢志摩水道用水供給事業の給水区域の拡張等を伴うため、南部広域圏広域的水道整備計画を改定（環境森林部所管）するとともに、企業庁において、水道法の規定に基づく事業変更の届出を行う必要があります。

南部広域圏広域的水道整備計画については、平成21年3月に関係市町（6市10町）から県に対し改定の要請があり、平成22年度中には改定される見通しです。

整備計画の改定後は、速やかに国に対し事業変更の届出を行ったうえで、平成23年度から設計等に着手してまいります。

<新規給水の概要>

- 給水対象地域： 大台町
- 一日最大給水量： 1,700m³
- 給水開始時期： 平成27年4月1日

2 工業用水道事業

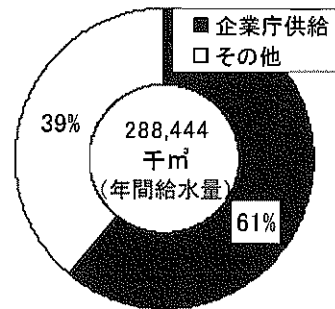
(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下及び塩水浸入に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に、四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。

現在、給水能力は全体で一日当たり911,500m³を有し、県内の95社106工場に工業用水を給水することで、産業の発展、県土の保全に寄与しています。

なお、企業庁の工業用水は、平成20年度の給水量が約1億7,626万m³であり、県内工業用水の約6割を占めています。(平成21年度の給水量は、約1億6,714万m³)

県内工業用水に
企業庁の水が占める割合
(平成20年度実績)



工業用水道事業の概要

(平成22年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約給水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢 工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	72社 81工場	長良川 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川 総合用水 (岩屋ダム) <山村>	(990,000) 830,000	731,660	昭和 31.4.1	昭和 28年~	(14,270,826) 63,147,035
多度 工業用水道事業	桑名市	1社 1工場	三重用水 <多度>	(10,000) 10,000	10,000	昭和 61.4.1	昭和59 ~62年度	(10,434,228) 1,813,600
中伊勢 工業用水道事業	津市	15社 17工場	霊出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,770	昭和 46.5.1	昭和 44年~	(429,110) 5,200,000
松阪 工業用水道事業	松阪市	7社 7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和 38.10.15	昭和36 ~62年度	908,208
合計		95社 106工場		(1,088,500) 911,500	797,930			(25,134,164) 71,068,843

(注) 給水能力の()内は全体計画量を、事業費の()内は水源負担額(外数)を示します。

工業用水道事業の概要【確保水源】

(平成22年4月1日現在)

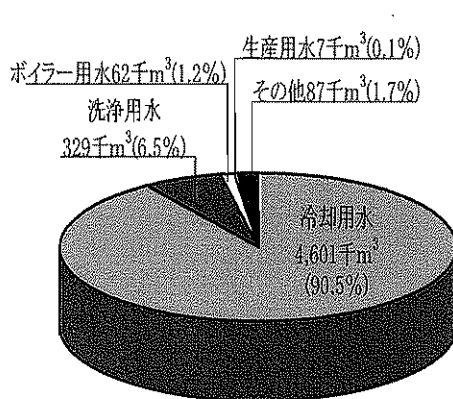
事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	(注) 4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰 関連工業用 水道事業(仮称)	北勢地域	長良川 (長良川 河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		

(注)計画給水量については、事業予定計画水量。

(参考) 県内工業用水道の用途について

用途別の使用状況

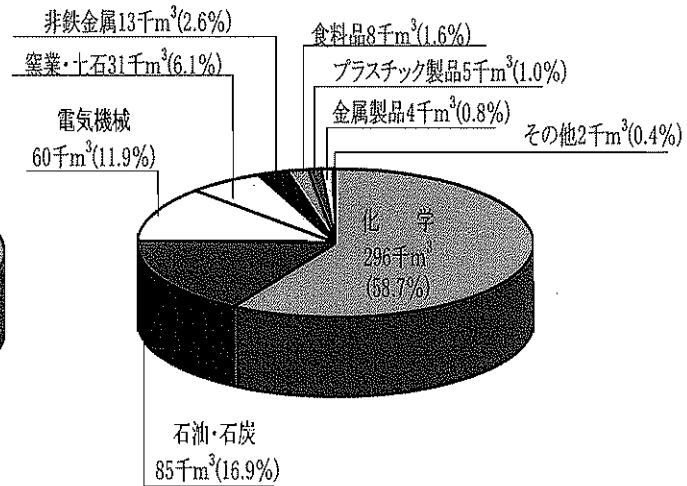
日量508万6千m³の工業用水(回収水429万6千m³、工業用水道50万4千m³、その他28万6千m³)は、次のように使用されています。



全体508万6千m³
(平成20年度工業統計)

工業用水の産業別使用量

工業用水道から給水した日量50万4千m³の工業用水は、産業別に次のように使用されています。



全体50万4千m³
(平成20年度工業統計)

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・・・「基本(契約)水量(一日当たり)にその月の日数を乗じて得た水量」に「基本料金単価(円/m³)」を乗じて得た金額

使用料金・・・「基本(契約)水量から休止水量^(※)を減じた水量にその月の日数を乗じて得た水量」に「使用料金単価(円/m³)」を乗じて得た金額

※休止水量・・・使用量が少ない時期等に、休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回。(5月、11月)

また、「使用水量」が「基本(契約)水量から休止水量を減じた水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

なお、工業用水道料金については、平成22年1月1日に料金改定を行いました。

工業用水道事業の料金表(平成22年4月1日現在) 単位:円/m³

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	15.5 (17.0)	3.5 (3.0)	38.0 (40.0)
多度工業用水道事業	45.0	—	90.0
中伊勢工業用水道事業	21.3	1.9	46.4
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

※()内は旧料金単価

(3) 取組方向

- ・ 施設の老朽劣化対策として、昭和56年から順次改築事業等を実施してきましたが、老朽劣化対策の一層の推進とともに、耐震化対策の実施が急務となっており、企業庁施設改良計画に基づき、耐震化対策等を着実に進めます。
- ・ 安全・安心・安定供給の実現を図りつつ、料金負担の軽減等ユーザー企業のニーズにも対応していくため、事業運営において引き続きコスト削減に努めるとともに、ユーザー企業等に対し積極的に経営情報の提供等を行っていきます。
- ・ 未売水の解消に向け、関係部局や市町の企業誘致担当部局と連携し需要開拓に取り組むとともに、企業からの給水申し込みに対し、迅速・的確な対応を行っていきます。

(4) 計画的な施設改良の推進

- ・ 沈殿池や取水施設等の主要施設や水管橋の耐震化対策を行うことにより、大規模地震などの災害時における被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の給水を可能とします。
- ・ 管路については、老朽劣化により漏水事故等が危惧されるコンクリート管(PC管)、鋳鉄管(CIP管)の更生工事等を実施するとともに、四日市市の市街地に輻輳配管された老朽劣化の著しい区間において鋼管(SP管)等による布設替工事を実施します。

【全体 年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H19	H20	H21	H22	4か年計
工業用水道	2,114	1,923	4,670	5,137	13,844

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H23～28	10か年計
工業用水道	4,067	2,327	2,411	3,250	3,336	3,413	18,804	32,648

※「企業庁施設改良計画」(平成19年11月策定)より抜粋。事業費は計画ベース。

①耐震化対策

ア 応急復旧期間の目標

当庁施設の被災後の応急復旧期間の当面の目標を6週間以内とし、耐震化対策を実施します。

イ 水管橋

管路施設の被災によりユーザーへ配水支障を与えないようにするため、応急復旧に長期間を要する内径1000mm以上の水管橋の耐震化対策を優先的に実施します。

ウ 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる浄水場・取水所等、主要施設の耐震化対策を実施します。

エ その他

北伊勢工業用水道事業の重要な水源である水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利水者がその費用の負担を行っています。

◎水管橋及び主要施設の耐震化の進捗状況(平成21年度末現在) 単位：箇所

状況 施設区分	全施設数	耐震不要	耐震必要	実施済	実施予定
水管橋	74	36	38 (100%)	16 (42%)	22 (58%)
主要施設	64	46	18 (100%)	1 (6%)	17 (94%)

※主要施設の実施予定には、耐震診断未実施分(3施設)を含みます。

②老朽劣化対策

ア 管路

昭和56年度以降改良を進めてきたコンクリート管(PC管)について引き続き更生工事(6.7km)を実施するとともに、铸铁管(CIP管)の更生工事(4.6km)を実施します。

また四日市市の市街地において鋼管(SP管)等による布設替工事(6.0km)を実施します。

イ 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び機器の製造中止等を総合的に勘案して更新します。

③配水運用の強化

漏水事故等の緊急時における給水の安定化を図るため、管路の複線化・ループ化による配水ネットワークの強化や、導水・配水管路の連絡施設を設置します。

④危機管理対策

主要施設への侵入やテロ・いたずら等の防止対策として、浄水場施設等に I T V 装置（監視カメラ等）を増設し、監視を強化しています。

(5) 拡張事業等の推進

・ 工業用水の需要増に対応した施設整備

企業からの給水申し込み（新規・増量）を受けて、給水開始時期に間に合うよう、工業用水道施設の整備を行っています。

平成 22 年 4 月からは企業 2 社に対して、5 月からは企業 1 社に対して給水を開始しました。

また、新規給水申し込みのあった 2 社についても、給水開始に向け施設整備を進めていきます。



工業用水の需要増に対応した施設整備として実施した配水管の布設状況
〔内径800耗配水管シールド工事(四期・山之ー色)：平成21年度完成〕



耐震化対策を行った三滝川水管橋(三期)施設〔平成20年度完成〕

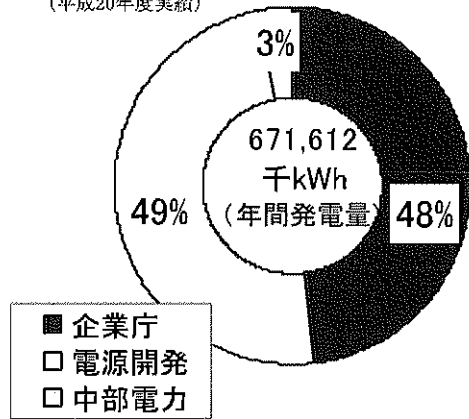
3 水力発電事業

(1) 運営状況

① 昭和27年に電気事業許可を受け、宮川総合開発事業の一環として長発電所にはじまり、宮川第一、第二、第三発電所を順次建設し、その後も、中南勢地域総合開発事業や石油代替エネルギー政策のもとで、6箇所の水力発電所を建設しました。

現在の設備は10発電所で、発電した電力は中部電力網を通して県内に供給しており、合計最大出力は98,000kWです。これは、全国の26公営電気事業者の中で10番目の規模です。

県内水力発電に
企業庁が占める割合
(平成20年度実績)

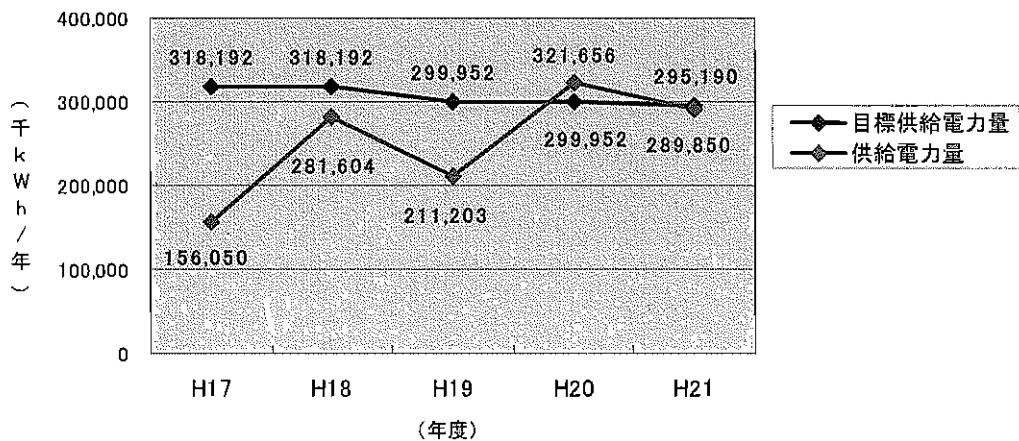


近年の発電状況について、平成17年度は渇水や平成16年の台風災害の復旧事業のため、平成19年度は渇水のため供給電力量は目標を大きく下回りましたが、平成20年度は平均的な降雨があり、目標を上回りました。

平成21年度は、9月の降雨が少なかったことから、目標を若干下回る289,850千kWh(平年の98%)でした。

この供給電力量は一般家庭約8万世帯分の消費電力に相当します。

水力発電の供給電力量



目標供給電力量…過去の実績等から将来の供給電力量を予測した値

② 発電所業務の効率化を図るため、平成14年度から、10発電所の運転監視制御を三瀬谷発電管理事務所へ一元化するとともに、平成19年度から水車発電機等の外部点検業務の一部を一括して外部委託しています。

(参考) 電気事業設備概要

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

発電所名	使用河川名	発電所位置	発電形式	最大使用水量(m ³ /秒)	最大出力(kW)	H21 年度供給電力量(千 kWh)
長	大内山川	多気郡大台町	水路式	6.00	2,600	13,276
宮川第一	宮川	北牟婁郡紀北町	ダム水路式	24.00	25,600	72,987
宮川第二	宮川	北牟婁郡紀北町	水路式	24.00	28,600	93,709
宮川第三	堂倉谷川 不動谷川	多気郡大台町	ダム水路式	3.00	12,000	42,998
三瀬谷	宮川	多気郡大台町	ダム式	40.00	11,400	21,307
青蓮寺	青蓮寺川	名張市中知山	ダム式	4.00	2,000	6,536
大和谷	大和谷川	多気郡大台町	水路式	3.00	6,400	13,106
蓮	蓮川	松阪市飯高町	ダム式	9.00	4,800	12,325
青田	青田川 菅谷川	松阪市飯高町	水路式	1.50	2,800	7,606
比奈知	名張川	名張市上比奈知	ダム式	3.70	1,800	6,000
水力合計					98,000	289,850

※上記の他、水力エネルギーの有効利用の観点から、河川環境維持を目的とする宮川ダムからの放流水(毎秒 0.5m³)を利用して発電を行う維持放流発電設備(220kW)を平成 17 年度に整備し、平成 18 年 4 月から運用を開始しています。

(2) 料金

①電気料金の仕組み

水力発電事業の卸供給料金は、卸供給事業を営む事業者と一般電気事業者が契約により定めるものですが、電気事業法及び関係法令において、具体的な算定方法や国への届出等の手続き等が定められています。

例えば、料金の算定方法について、公共性の高い電力事業を継続的かつ安定的に経営するため、事業により過大な利益あるいは損失を生じることのないよう、料金は事業運営に必要な経費を料金で賄うことのできる「総括原価方式」により算定することとされています。

これは、原価を算定する期間内に、卸供給を行うために必要な費用(営業費)に、適正な利潤(事業報酬)を加えた額として算出しています。

なお、料金は、基本料金と従量料金に区分されます。

基本料金：供給電力量に影響されない料金

従量料金：供給電力量に基づき算定される料金

②電気料金の推移と現状

企業庁と中部電力(株)は、企業庁が運営する 10 箇所の水力発電所について一括して電力受給に関する基本契約を締結するとともに、2 年毎に電力受給契約を結び、料金を更改しています。

本年度からの料金は、平成 22～23 年度の契約で更改しました。

料金契約期間 (年度)	基本料金 (年額)	従量料金単価 (1 kWh 当たり)	平均単価 (1 kWh 当たり)
15～16	2, 4 1 3 百万円	1. 2 0 円	8. 7 6 円
17～18	2, 1 8 3 百万円	1. 2 0 円	8. 0 6 円
19～20	1, 9 4 6 百万円	1. 2 0 円	7. 6 9 円
21(※)	1, 8 5 4 百万円	1. 2 0 円	7. 4 8 円
22～23	22	2, 0 4 4 百万円	8. 0 9 円
	23	1, 7 9 9 百万円	7. 2 7 円

(※)平成21年度までの基本契約の最終年度であったため。

(3) 計画的な施設改良等の推進

- ・ 施設改良を確実に実施し、より安定した発電を可能とします。
- ・ 主要設備や導水路については、耐震改良を行うことにより、大規模地震などの災害時において、被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とします。
- ・ 電気料金の低減を求められる中、限られたコストのもとで、施設や機器の適切な改修を実施することにより、安定した発電や設備の簡素化、メンテナンスフリー化などの維持管理の効率化を実現します。

【全体 年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H19	H20	H21	H22	4か年計
電 気	746	412	264	554	1,976

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H23～28	10か年計
電 気	281	376	402	319	454	106	1,938	3,914

※「企業庁施設改良計画」(平成19年11月策定)より抜粋。事業費は、計画ベース。

①耐震化対策

ア 基本的な考え方

各発電所の重要度を勘案し、損壊によって取水した水が周囲に溢れるなどの他への重大な二次災害の発生が想定される施設(青田発電所八幡谷橋、長発電所導水路等)や人命に関わる施設(三瀬谷発電所管理橋等)、被災により長期間供給停止する施設(三瀬谷発電所上屋等)の耐震化対策を優先的に実施します。

耐震診断が未実施の設備は山間部の無人施設等であるため、震災時においても人命等の被害は考えにくいことから、当面の間診断は実施しないこととします。

イ 導水路

導水路内のクラックを改修します。

ウ 主要設備

管理橋など残り3施設の耐震補強を実施します。

◎耐震化対策の進捗状況(平成21年度末現在)

単位：箇所

状況 施設区分	全施設数	耐震不要	耐震必要	実施済	実施予定
導水路	6	4	2 (100%)	1 (50%)	1 (50%)
主要設備	85	73	12 (100%)	9 (75%)	3 (25%)

※実施予定には、耐震診断未実施分(主要施設:1施設)を含みます。

②主要設備の改修・更新

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び機器の製造中止等を総合的に勘案して更新します。

発電停止が少なくなるよう、12年に一度、約2か月発電を停止して行う水車発電機等の分解点検作業に合わせて、集中的・効率的に実施します。

なお、施設構築物については、施設の老朽化を踏まえ、予防保全の考え方を基本として実施します。

(4) 川上発電所

川上ダムの放流水を利用して発電を行う川上発電所の建設計画については、ダム建設費の増加等により、発電事業としての採算性低下が確実なことから、撤退することとして関係者との調整を進めてきました。

平成21年3月31日に策定された「淀川水系河川整備計画」では、川上発電事業の撤退が明記され、平成21年4月17日に「淀川水系における水資源開発基本計画(フルプラン)」が閣議決定されたことから、今後「川上ダム建設事業に係る事業実施計画」が変更され、発電の撤退が確定次第、国庫補助金の返還等の事業清算手続きを進めていきます。

4 RDF焼却・発電事業

(1) 運営状況

RDF焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業であり、企業庁が、水力発電事業（地方公営企業法第2条に規定する法定事業として実施）の附帯事業として、平成14年12月から運営しています。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15年8月19日の貯蔵槽爆発事故発生に伴い運転を停止しましたが、安全対策等の施設改修および危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16年9月21日から運転を再開しました。

また、域内処理を原則とするごみ処理に対応し、年間を通してより安定的にRDFを処理するため新たな貯蔵施設を整備し、平成18年8月29日から運用を開始しました。

現在、焼却・発電施設及び貯蔵施設の各運転管理業務受託事業者と企業庁が一体となって発電所の運営にあたっており、三者の緊密な連携のもと順調に稼働しています。

(参考1) 発電所の概要

設置場所：桑名市多度町力尾地内
処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式
処理能力：240 t/日（120 t/日×2系列）
発電出力：12,050 kW

(参考2) RDF製造市町（6団体14市町）

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化連合	松阪市、大台町、多気町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
志摩市	—
伊賀市	—
紀北町	—

①焼却・発電施設の運用

RDF受入検査やボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、設備の定期点検（ボイラ2基×年3回）と法定自主検査（ボイラ2年に1回、タービン4年に1回）を行うなど安全確保に取り組んでいます。

RDFの焼却により発電した電力は、中部電力㈱及び桑名広域清掃事業組合に供給しており、これは一般家庭約1万2千世帯の1年間の使用電力量に相当しています。

(平成21年度実績) RDF処理量：46,108 t（日平均 約126 t）
供給電力量：46,601千kwh

②貯蔵施設の運用

ア 平常時の運用

ボイラの連続運転を確保するため、RDF搬入量の少なくなる週末に向けて必要な量のRDFを貯蔵し、土・日曜日に焼却処理します。

イ RDFの適切な貯蔵

異常を早期に発見し、迅速かつ的確な対応ができるよう、「RDF貯蔵施設管理規程」に基づき、24時間体制で温度・ガス等の監視を行います。

ウ ボイラ定期点検時等の運用

ボイラの定期点検時等に、稼働しているボイラ1基の処理能力を超えるRDFを貯蔵し、点検等終了後に焼却処理します。なお、4年に1回のタービン法定自主検査時には、貯蔵能力を超えるRDFを外部処理する見込みです。

◎RDF貯蔵施設（H18年8月より運用開始）の概要

ア 形式:屋内式開放型ピット方式

イ 主要寸法:幅39m×長さ39.8m×高さ10.6m

ウ 最大貯蔵量:約1,000t(約137t×6ピット、約86t×2ホップ)

エ 主な安全対策設備:

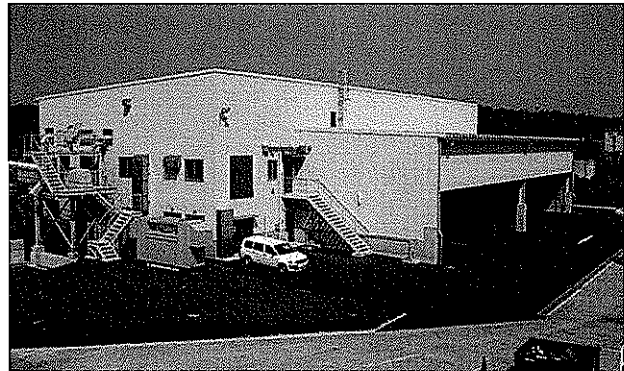
- 温度測定装置
 - ・ピット内RDF温度測定器(測温ケーブル式)2本/ピット
 - ・ホップ内RDF温度測定器(測温抵抗体式)8箇所/ホップ
 - ・RDF表面温度計(赤外線2次元イメージセンサー)2基
 - ・温湿度計 室内外各1基

○ガス濃度測定装置(一酸化炭素、メタン、水素、酸素)1式

○常時換気設備(処理風量250m³/分)1基

○ピット内注水設備

- ・防火水そう(200m³)1基
- ・防火ポンプ(100m³/時間)1台



(2) 安全対策等

①安全管理会議

平成16年3月に、発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を、さらに同年5月には、専門的、技術的知見からの検討を行うため、学識経験者等で構成する「同技術部会」を設置し、運転状況を随時報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映しています。

(開催実績) 平成21年度:安全管理会議2回、技術部会2回

②RDF品質管理

三重ごみ固形燃料発電所では安全確保のために、設備の定期的な点検や周辺地域の環境測定に加え、「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、RDFの品質管理を行っています。主な取組として、RDFの受入時には、受入検査（年間2,500回程度）を行い、同規程の基準を満たさないRDFは市町に返却するなど、環境森林部と連携しながら、品質管理を徹底しています。

③地域との連携

地域住民の安全かつ安心な生活環境の保全に向けて、地域と企業庁が協働して取り組むため、地元自治会役員と発電所職員で構成する「地域連絡会議」を設置し、地域との調整や情報共有を行っています。

また、発電所だより（月1回発行）を通じ定期的に、地元住民に発電所の運転状況等を報告しています。

今後も地元住民や市町等関係者の理解と協力のもと、発電所の運営を進めます。

(3) RDF処理委託料の改定経緯

①平成18、19年度の処理委託料の改定

RDF焼却・発電事業は、売電による電力料収入と市町の負担により運営経費を賄うこととし、当初RDF処理委託料1tあたり3,790円で事業を開始しました。

その後、電力料収入の減少や新たな安全対策経費の増加等により、健全経営が困難な状況となったため、平成17年度に事業収支計画を見直したところ、平成28年度までに約42億8千万円の収支不足が見込まれることとなりました。

このため、関係市町と協議を重ね、平成19年2月7日のRDF運営協議会総会において、平成18及び19年度のRDF1tあたりの処理委託料を5,058円とすること、引き続き平成20年度以降の適正な処理委託料改定に向けた協議を進めることなどについて、市町と合意しました。

②平成20年度以降の処理委託料の改定

平成20年度以降の処理委託料については、RDF運営協議会総務運営部会において、関係市町から提出されたRDF処理量の見通しや平成18年度決算等を踏まえた新たな収支試算に基づく収支見込み^{*1}を示し、関係市町と協議を行ってきました。

※1 新たな収支試算に基づく収支見込み（平成14～28年度）（税抜き）

	累積欠損	収支試算(1)	収支試算(2)
	第1期(H14～17)	第2期(H18～H19)	第3期(H20～H28)
RDF処理量	115,505 t	100,745 t	457,498 t
収入	1,558 百万円	1,434 百万円	6,420 百万円
支出	2,600 百万円	1,793 百万円	8,321 百万円
損益	△ 1,042 百万円	△ 359 百万円	△ 1,901 百万円

* 第1期は実績を反映（RDF処理料金は3,790円/t）

* 第2期及び第3期は、RDF処理料金を5,058円/tとして試算

* 累積欠損見込額 約3,302百万円

* 第3期において収支が均衡するRDF処理料金は、9,420円/tと試算される。

この結果、平成20年11月6日に開催したRDF運営協議会総会において、次のとおり最終合意に至りました。

処理委託料の改定について

- ・ 平成14年度から平成28年度までの収支不足見込み額約33.0億円のうち、平成19年度末までの累積損失約14.0億円については、県が負担する。
- ・ 平成20年度から平成28年度までの収支の不足見込み額については、県と市町で半分ずつ負担する。
- ・ 処理委託料については激変緩和措置をとることとし、平成20年度は据え置いたうえで、平成28年度に収支が均衡する処理委託料となるよう、平成21年度から毎年度処理委託料を段階的に引き上げる。
- ・ 収支計画については、その時点までの運転状況、経済環境等を勘案し、平成20年度以後3年度ごとに見直す。

※ RDF 1 tあたりの処理委託料（税込）

現単価5,058円を、21年度は5,584円とし、その後、毎年550円を加算。最終28年度は9,420円とする。

なお、併せて平成29年度以降の事業のあり方についても、下記のとおり合意されたところです。

平成29年度以降のあり方

- ・ 今後、様々な課題について、県が事業主体となることも含めて、市町と県とで検討する。
- ・ RDF運営協議会に「あり方検討作業部会」を設置し、概ね平成21年度末を目途として一定の方向性を得るよう協力して検討に取り組む。

(4) RDF焼却・発電事業の今後のあり方

①平成22年度以降の運営形態について

水力発電事業の譲渡目標時期について、3年から4年程度延伸することとしたことから、RDF焼却・発電事業については、水力発電事業の譲渡まで、附帯事業として運営を行います。

②平成29年度以降のあり方について

RDF運営協議会の決議を受け、平成20年12月に「あり方検討作業部会」を設置し、これまでに9回開催し、事業を継続する場合の諸課題について検討を行い、一定の方向性を得るよう市町と協議を進めています。

平成22年4月14日には、三重県RDF運営協議会理事会を開催し、平成21年度までのRDF運営協議会「あり方検討作業部会」における協議状況の報告を行いました。

平成29年度以降の事業のあり方は、最終的には、事業主体や費用負担のあり方など事業を継続する際の13項目の課題が整理されることが必要ですが、平成29年度以降も事業を継続していきたいという市町の意向を前提に残りの課題についても、概ね平成22年度末を目途に合意を得るよう、議論を進めていきます。

このため、引き続き、あり方検討作業部会において協議を行い、平成29年度以降の事業のあり方について合意が得られるよう取り組んでいきます。

(5) 訴訟経過

RDF貯蔵槽爆発事故に係る富士電機システムズ(株)と富士電機ホールディングス(株)を相手方とする損害賠償請求訴訟については、これまでに口頭弁論が5回、準備的口頭弁論[※]が14回開かれ、現在も継続して審理が行われています。

今回は、平成22年7月22日に第15回準備的口頭弁論が開かれる予定です。今後も、弁護士とも十分相談し、適切に対応していきます。

【経緯】

・口頭弁論

第1回(平成18年9月7日)～第5回(平成19年8月2日)開催

・準備的口頭弁論

第1回(平成19年11月1日)～第14回(平成22年5月20日)開催

【今後の予定】

第15回準備的口頭弁論 平成22年7月22日 開催予定

(注) 準備的口頭弁論とは、争点及び証拠の整理などのために行う口頭弁論の一種です。

【参考】民事訴訟の損害賠償請求額について

県側 : 22億5,653万4,672円

富士電機システムズ側 : 31億5,408万 568円

参 考 R D F 焼却・発電施設の用地について

(1) 経緯

RDF焼却・発電施設用地については、県と桑名広域清掃事業組合(以下「桑名広域」という)との間で、平成9年3月26日に「RDF化構想に関する確認書」を締結し、県が桑名広域から斡旋を受け、有償で取得することとしました。

桑名広域は、RDF焼却・発電施設用地を含む地域が公図混乱地域であることから、土地区画整理事業の中で、事業用地の確保を図ることとしました。

しかし、具体的な土地区画整理事業の進捗がなかったことから、土地取得の目処が立たなくなり、RDF施設建設にあたり、桑名広域は将来の区画整理事業を前提にして直接地権者から用地を取得または借地し、造成事業に着手しました。

現時点において県はRDF焼却・発電施設用地を取得しておらず、現在まで、桑名広域から無償で借地をしている状態となっています。

(2) 最近の状況

平成21年12月15日に、土地区画整理法に基づき「桑名市多度力尾土地区画整理組合（以下「土地区画整理組合」という）」が設立の認可を受け、土地区画整理組合が本年6月末の仮換地指定に向け、全地権者に対し工事着手の同意取得や面積確定手続きを進めています。

(3) 今後の予定

仮換地の指定後、土地区画整理組合は、事業費用に充てるために保留地である、RDF用地（県のRDF焼却・発電施設用地及び桑名広域のRDF化施設用地）と工業団地用地を処分（売却）することとなります。このため、桑名広域は土地区画整理組合から保留地（RDF用地）を購入することを要請され、更に、県は、桑名広域から、RDF焼却・発電施設用地を購入することを要請されています。

なお、土地区画整理組合は土地鑑定評価や事業費を基に保留地の土地単価を決定することとなります。

このため、環境森林部が中心となって、仮換地の指定や保留地の処分など土地区画整理事業の進捗状況を見極めながら、用地の取得時期や取得価格について桑名広域と調整し、今年度の補正予算への計上や土地取得の議案の上程について検討しているところです。

(4) 参考

- ・土地区画整理事業施行期間 平成21年12月～平成25年度
- ・仮換地予定 平成22年6月末
- ・換地処分予定 平成24年度末
- ・登記予定 平成25年度

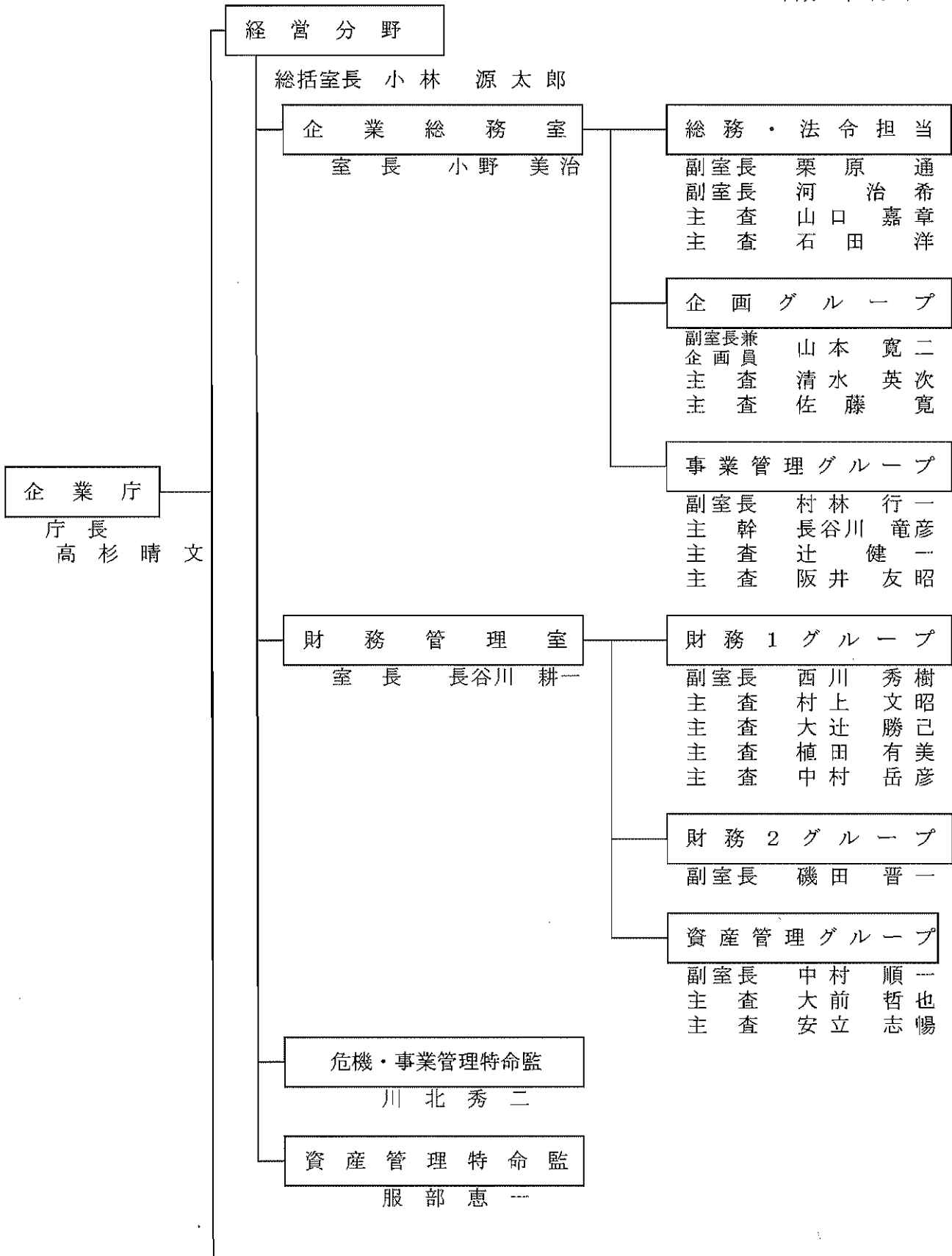
- ・土地区画整理事業施行区域面積 約73ha
うち RDF用地約11ha

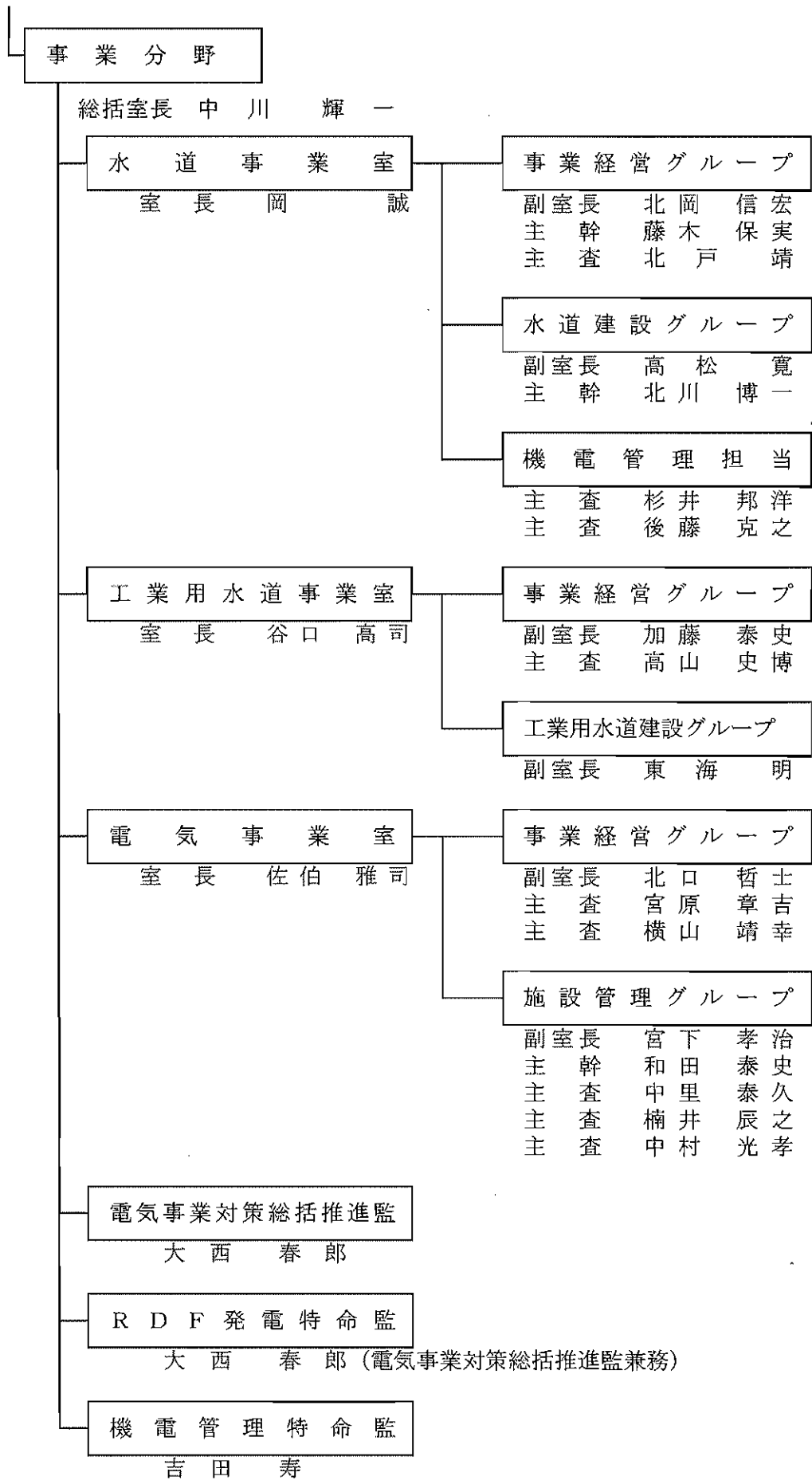
県関係：発電用地約3ha＋共有地約6haの22%

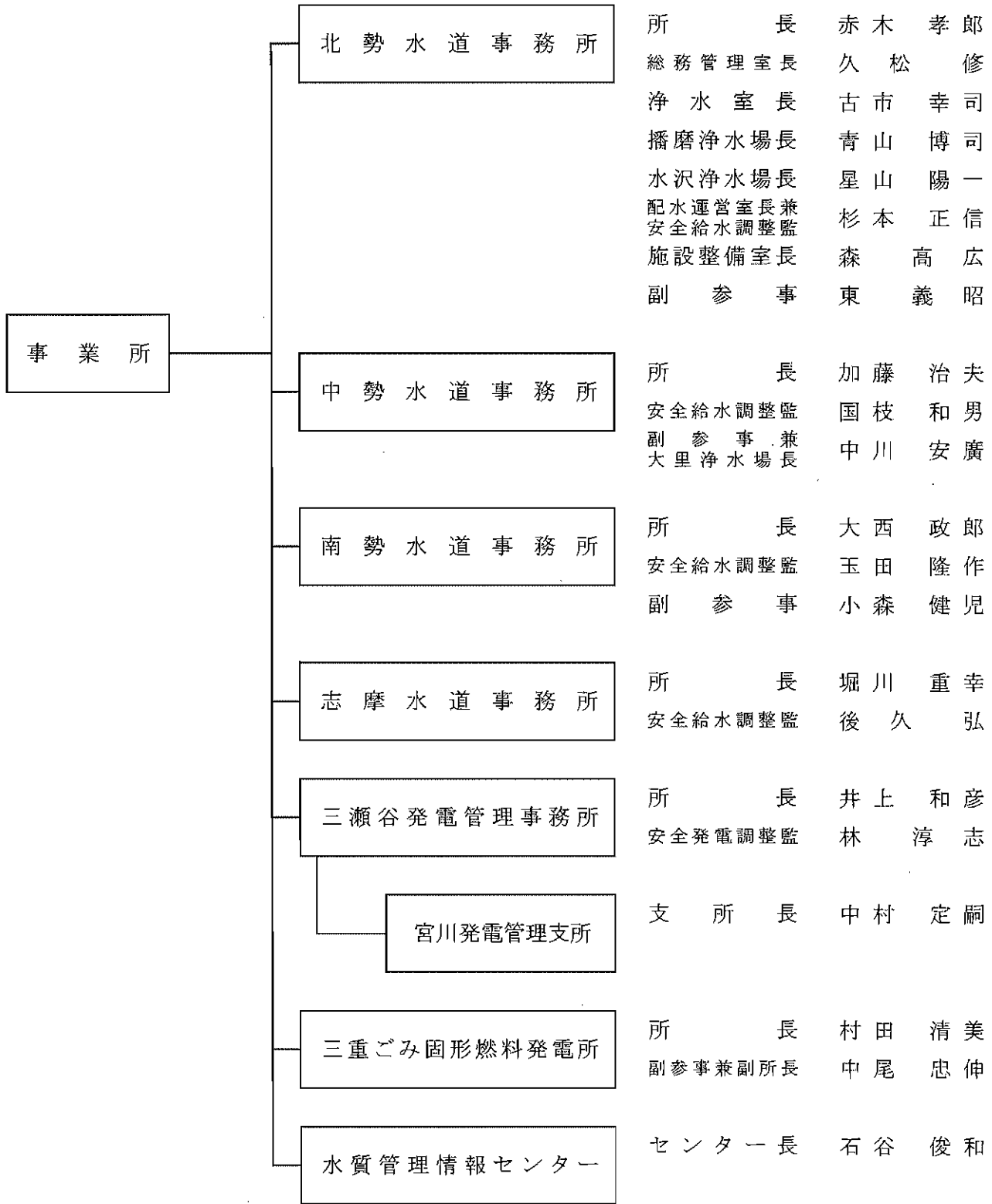
桑名広域関係：桑名広域ごみ処理施設用地約2ha＋共有地約6haの78%

三重県企業庁組織図

平成22年4月1日







企業庁事務分掌

企業庁	定数	249人
	現在員	253.5人

(現在員について、再任用短時間勤務職員は0.5人として計上)

経営分野 事務分掌

現在員	33人
-----	-----

総括室長 小林 源太郎

(電話：059-224-2821)

企業総務室	17人
-------	-----

室長 小野 美治

(電話：059-224-2822)

総務・法令担当	6人
---------	----

組織、定数及び人事に関する事
職員の給与及び服務に関する事
職員の福利厚生に関する事
労働協約に関する事
文書の收受、配布、発送及び保存に関する事
公印に関する事
人権啓発に関する事
法規文書、公示文書の整備及び審査に関する事
訴訟事務等に関する事
労働安全衛生に関する事

企画グループ	4人
--------	----

経営計画の推進及び調整に関する事
重要施策並びに重要事業の調整及び総合管理に関する事
県議会に関する事
広聴及び広報に関する事
情報化の普及啓発に関する事

事業管理グループ	6人
----------	----

入札・契約制度に関する事
技術管理に関する事
コスト縮減対策に関する事
公共事業システム（設計積算、進行管理）に関する事
防災及びリスクマネジメントに関する事
経営品質向上活動に関する事
ISO9001及びISO14001に関する事
職員の研修に関する事
技術の継承及び人材育成に関する事

財務管理室	13人
-------	-----

室長 長谷川 耕一

(電話：059-224-2829)

財務1グループ	5人
---------	----

財務2グループ	4人
---------	----

予算の総括に関する事
決算の総括に関する事
企業債に関する事
出納に関する事
経営分析に関する事
財務システムの運用に関する事

資産管理グループ	3人
----------	----

建設仮勘定の精算に関する事
用地の管理に関する事
その他固定資産の管理に関する事

危機・事業管理特命監

川北 秀二

(電話：059-224-2822)

危機管理、事業管理の推進に関する事

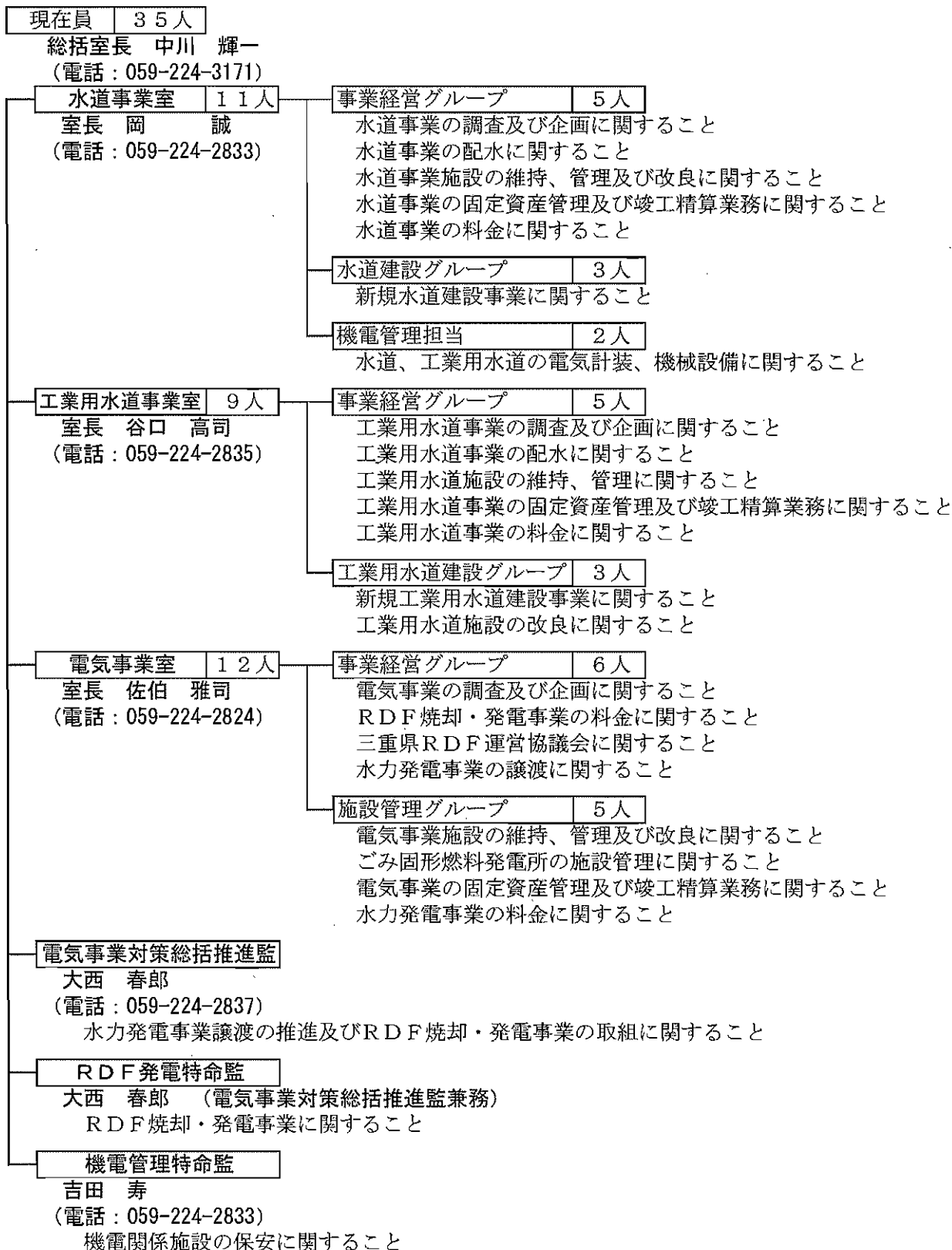
資産管理特命監

服部 恵一

(電話：059-224-2829)

資産整理の推進、資産管理の調整及び企業出納員に関する事

事業分野 事務分掌



基本合意書

三重県（以下「甲」という。）、三重県企業庁（以下「乙」という。）及び伊賀市（以下「丙」という。）は、甲の事業実施依頼により乙で実施している伊賀水道用水供給事業（以下「本事業」という。）を、丙の実施する伊賀市水道事業に一元化し、甲から丙に事業を譲渡するに当たり、その基本的な内容について下記のとおり合意する。

（一元化の時期）

第1条 水道事業一元化の実施日は、平成22年4月1日とする。

（譲渡資産の範囲）

第2条 譲渡する資産の範囲は、本事業に係るすべての資産とする。

（資産譲渡の方法）

第3条 資産の譲渡に当たっては、次の各号によるものとする。

- (1) 本事業の資産譲渡日は、一元化と併せて平成22年4月1日とする。
- (2) 甲が本事業により取得した資産は、無償にて丙に譲渡する。
- (3) 甲が本事業により負った債務は、丙に引き継ぐものとする。

ただし、甲が総務省通知に基づき本事業のうち専用施設費に繰出す地方公営企業出資金に係る債務については、甲が負担する。

- (4) 甲が本事業の水源確保のために参画している川上ダム建設事業に係る利水費用は、丙が全額負担する。

（技術継承の具体的な内容及び方法）

第4条 甲、乙は事業譲渡に当たり、ゆめが丘浄水場の運転管理等の維持管理業務について、丙への技術継承が円滑に行われるよう十分配慮するものとする。

なお、その具体的な内容及び方法については、本合意書締結後、甲、乙及び丙との協議により決定するものとする。

（運転・維持管理業務の暫定措置）

第5条 本事業の給水が開始される平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間は、暫定措置として本事業の全施設の運転管理業務及び維持管理業務を水道法第24条の3の規定に基づく第三者委託制度により、乙が丙に委託する。

(川上ダム建設事業の取扱い)

第6条 事業譲渡後においても本事業の水源となる川上ダム建設事業の早期完成に向けて、引き続き甲、乙及び丙が連携して取り組むものとする。

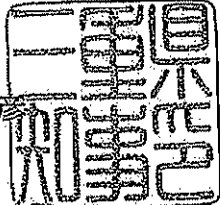
(その他)

第7条 本合意書に定めない事項については、甲、乙及び丙との協議により決定するものとする。


この合意の締結を証するため、本合意書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 // 月 / 日

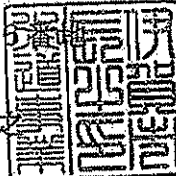
甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂 昭彦



乙 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁
企業庁長 戸神 範雄



丙 三重県伊賀市上野丸之内11
伊賀市
伊賀市長 今岡 睦之



基本合意書

三重県（以下「甲」という。）、三重県企業庁（以下「乙」という。）及び志摩市（以下「丙」という。）は、甲の事業実施依頼により乙で実施している南勢志摩水道用水供給事業のうち志摩市内における事業（以下「本事業」という。）を、丙の実施する志摩市水道事業に一元化し、甲の資産を丙に譲渡するに当たり、その基本的な内容について下記のとおり合意する。

（一元化の時期）

第1条 水道事業一元化の実施日は、平成22年4月1日とする。

（譲渡資産の範囲）

第2条 譲渡する資産の範囲は、本事業に係るすべての資産とする。

なお、譲渡する資産の範囲を明確にする資産分界点を本合意書締結後、甲、乙及び丙との協議により決定するものとする。

（資産譲渡の方法）

第3条 資産譲渡に当たっては、次の各号によるものとする。

- (1) 本事業の資産譲渡日は、一元化と併せて平成22年4月1日とする。
- (2) 甲が本事業により取得した資産は、無償にて丙に譲渡する。
- (3) 甲が本事業により負った債務は、丙に引き継ぐものとする。

ただし、甲が総務省通知に基づき本事業に繰出した地方公営企業出資金に係る債務については、甲が負担する。

（安定給水のための施設改良等の実施）

第4条 甲、乙は一元化後も安定給水が継続できるように、一元化までの間に譲渡資産の範囲に係る施設改良等を可能な限り実施するものとする。

なお、その具体的な内容及び方法については、本合意書締結後、甲、乙及び丙との協議により決定するものとする。

(技術継承の具体的な内容及び方法)

第5条 甲、乙は資産譲渡に当たり、神路及び恵利原ダムの管理及び磯部浄水場の運転管理等の維持管理業務について、一元化前の技術指導に加えて平成22年4月1日からの一元化後も一定期間の技術支援を行い、丙への技術継承が円滑に行われるよう十分配慮するものとする。

なお、その具体的な内容及び方法については、本合意書締結後、甲、乙及び丙との協議により決定するものとする。

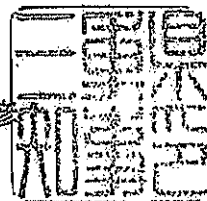
(その他)

第6条 本合意書に定めない事項については、甲、乙及び丙との協議により決定するものとする。

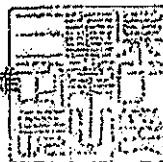
この合意の締結を証するため、本合意書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年 3月 30日

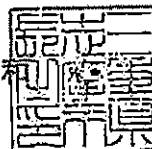
甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂 昭彦



乙 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁
企業庁長 戸神 範雄



丙 三重県志摩市阿児町鷲方3098番地22
志摩市
志摩市長 大口 秀和



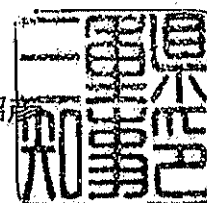
基本合意書(変更)

平成21年3月30日に三重県、三重県企業庁及び志摩市で締結した基本合意書における、第1条及び第5条の水道事業一元化の実施日について「平成22年4月1日」を「平成23年4月1日」に、第3条(1)の資産譲渡日について「平成22年4月1日」を「平成23年4月1日」に変更する。

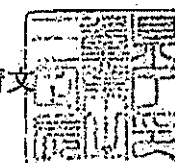
この合意の締結を証するため、本合意書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 3月29日

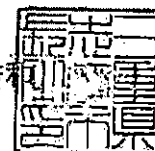
甲 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事 野呂 昭彦



乙 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁
企業庁長 高杉 晴文



丙 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22
志摩市
志摩市長 大口 秀和





三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書

三重県（以下「甲」という。）、三重県企業庁（以下「乙」という。）及び中部電力株式会社（以下「丙」という。）は、乙丙間の水力発電事業の譲渡・譲受（以下「譲渡・譲受」という。）について次のとおり確認する。

記



(譲渡・譲受協議)

- 1 甲、乙及び丙は、甲及び乙が丙に申し入れた別紙1記載の水力発電所（以下「全発電所」という。）等の譲渡・譲受に向けて、引き続き誠意をもって協議を継続するものとする。



(課題及び対応方針)

- 2 甲、乙及び丙は、譲渡・譲受に関して、これまで地域貢献の取組の課題、用地及び設備等の課題（以下「課題」という。）に係る協議を実施しており、課題の内容及び対応方針は別紙2のとおりである。

(譲渡・譲受)

- 3 甲、乙及び丙は、課題が解決されることを条件として、平成22年度末の譲渡・譲受を目標に協議を進めるものとする。
- ② 甲、乙及び丙は、前項の協議において、譲渡・譲受の対象資産、価格を決定のうえ、別途書面によりこれを定めるものとする。

(課題への対応)

- 4 甲及び乙は、課題の解決に向けて責任をもって対応するものとする。

(譲渡・譲受までの電力受給)

- 5 乙は、全発電所の発生電力に関し、その所内分を除く全電力量について、平成22年4月1日から譲渡・譲受日の前日までの間、丙に送電し、丙はこれを受電する。
- ② 乙及び丙は、受給料金をはじめとする前項の電力受給に必要な具体的な受給条件について、別途協議のうえ定めるものとする。

(本確認書に定めのない事項に係る協議)

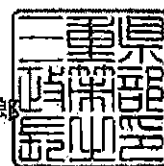
- 6 本確認書に定めのない事項が発生した場合には、甲、乙及び丙は誠意をもって協議するものとする。

本確認の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年3月30日

甲 三重県政策部長

渡邊 信一郎



乙 三重県企業庁長

戸神 範雄



丙 中部電力株式会社
取締役専務執行役員
経営戦略本部長

水野 明



(別紙1)

1. 水力発電所

発電所名	最大電力(kW)	型式	所在地
青蓮寺発電所	2,000	ダム式	名張市中知山
比奈知発電所	1,800	ダム式	名張市上比奈知
蓮発電所	4,800	ダム式	松阪市飯高町森
青田発電所	2,800	水路式	松阪市飯高町青田
長発電所	2,600	水路式	多気郡大台町長ヶ
宮川第一発電所	25,600	ダム水路式	北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原
宮川第二発電所	28,600	水路式	北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦
宮川第三発電所	12,000	ダム水路式	多気郡大台町大杉
三瀬谷発電所	11,400	ダム式	多気郡大台町菅合
大和谷発電所	6,400	水路式	多気郡大台町久豆

2. ダム

ダム名	堤高(m)	堤長(m)	発電持分(%)	所在地
不動谷ダム	20.5	44.0	100.0	(不動谷川左岸) 多気郡大台町大杉 (不動谷川右岸) 多気郡大台町大杉
三瀬谷ダム	39.0	160.0	100.0	(宮川左岸) 多気郡大台町弥起井 (宮川右岸) 多気郡大台町菅合

地域貢献の取組の課題と対応方針

課 題		対 応 方 針
項 目	内 容	
1	宮川の流量回復 ○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37㎡）に、発電用貯留水から毎秒0.13㎡を上乗せした毎秒0.5㎡の放流を平成18年4月から実施している。 ○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、甲は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首直下で毎秒3㎡を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万㎡を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。	○宮川ダムからの毎秒0.5㎡の放流を継続する。 ○今後放流に係る運用ルールを定め、流量回復として年間1,000万㎡を限度に放流することとする。
2	治水機能の確保 ①宮川ダムにおける事前放流等 ○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。 ○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。	○事前放流の協力について、覚書に基づき現在の運用を継続する。 ○宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。
	②三浦湾への緊急発電放流 ○H16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。	○緊急発電放流について引き続き協議していく。
	③三瀬谷ダム湖内の砂利採取 ○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。	○ダム運用に支障のない範囲で協力を継続する。
3	灌漑供給（三瀬谷ダム、宮川ダム） ○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。 ○濁水時には、宮川風水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。	○協定に基づき現在の運用を継続する。 ○濁水時には、濁水協議会での調整結果に基づく運用を行う。
4	三瀬谷ダムの工業用水 ○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。	○南伊勢工業用水道事業の廃止手続きを進め、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして運用する。
5	森林環境の保全 ○甲が実施する森林環境創造事業に対して、乙は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。	○甲が今後事業を継続していくために必要な財源が確保できるよう、一時金として対応することについて引き続き協議していく。
6	稚鮎の放流（三瀬谷ダム） ○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。	○覚書に基づき現在の補償を継続する。
7	三浦湾漁場環境の保全（濁水調整） ○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。	○協定に基づき現在の運用を継続する。
8	三瀬谷ダムの流木除去 ○ダム運用に支障とならないよう、乙は必要に応じ流木除去を実施している。	○ダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。
9	関連施設 ①三瀬谷ダム湖の漕艇場 ○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。	○協定に基づき現在の運用を継続する。
	②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行 ○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備解放を行っている。	○協定に基づき現在の運用を継続する。
10	三瀬谷ダム下流の濁水対策 ○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。	○関係者と調整した対策を継続する。
11	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画 ○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。	○参画継続について引き続き協議していく。

(別紙2 その2)

用地及び設備等の課題と対応方針 (案)

No	課 題	対応方針
1	発電所等設備用地に係る土地諸権利の取得 ・ 導水路用地等	乙は、丙と協議のうえ、必要な箇所の土地に係る諸権利を取得する。
2	発電所等設備用地に係る財産管理上必要な事項の整備 ・ 境界未確定部分の確定、境界確定書、境界標、図面の整備等 ・ 発電用途以外にも供されている土地に係る権利関係の整理等	乙は、丙と協議のうえ、財産管理上必要な措置及び図面図書類を整備する。
3	発電所等設備の公衆保安及び維持管理等に必要な設備修繕・改修等 ・ 電気・土木・通信設備の修繕・改修の実施 ・ 不要設備の整理等	乙は、丙と協議のうえ、施設設備の公衆保安及び維持管理等に必要な修繕・改修等を行う。
4	発電所等設備の維持管理上必要な図書類の整備 ・ 電気・土木・通信設備に係る図書類の整備	乙は、丙と協議のうえ、施設設備の維持管理上必要な図書類の整備を行う。
5	共有施設等に係る責任分界、管理方法及び費用負担等の整理 ・ 共有発電施設、道路巡視路等に係る管理方法・範囲等の整理	乙は、丙と協議のうえ、ダムの共有者及び関係団体等と協議を行い、共有施設等の責任分界及び管理方法・範囲等の整理を行う。
6	河川法・電気事業法等関係法令に基づく運用及び監督官庁との調整協議 ・ 適正な取水管理、水利使用規則に基づく適切な運用 ・ 申請手続きの実施	乙は、河川法・電気事業法等に基づいた適切な運用が行えるよう関係法令との整合を確認し、整理を行う。 また、乙は、丙と協議のうえ監督官庁と協議調整を行うとともに、監督官庁からの要請に対しては、必要な措置を講じる。
7	補償契約、その他約束事項、諸要望等の解決 ・ 補償契約等に係る継続事項の整理 ・ 魚道改修等諸要望への対応	乙は、丙と協議のうえ、補償契約、その他約束事項、地元要望等について解決を図る。
8	灌漑分水設備にかかる管理区分等の整理	乙は、丙と協議のうえ、灌漑分水について、設備の所有・管理の整理を完了する。
9	水利権更新業務への対応	乙は、丙と協議のうえ、河川管理者及び流域関係者と調整協議を行う。
10	そ の 他	上記のほか、譲渡・譲受に当たり解決が必要な事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ、対応方針を決定する。

平成22年4月14日

RDF運営協議会理事会確認

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成20年11月の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、平成29年度以降継続する際の課題13項目中の①②③について、市町と県が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

なお、事業主体や費用負担等の残り10項目については、引き続き、「あり方検討作業部会」において協議を行い、概ね平成22年度末を目途に、RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について合意を得るよう市町と県が協力して取り組むこととする。

1 平成29年度以降の参画市町について

平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

2 平成29年度以降の継続期間について

各製造団体においては、地元との立地協定などそれぞれの地域の状況から4年程度の継続を考えている団体や10年以上の継続を考えている団体がある。

このことから、各団体の意向を踏まえ、平成29年度以降の継続期間については、早急に結論を出すように努める。

3 継続期間中の離脱ルールについて

上記1及び2の意向を踏まえ、新たな枠組みでの離脱のルールについて、引き続き検討を行うこととする。

29年度以降RDF焼却・発電事業を継続する際の課題について

(1) 事業計画期間について

- ① 事業計画期間を何年程度延長するのか。

(2) RDF量について

- ② 29年度以降の各市町のごみ処理状況がどのようになるか。RDF化を継続する市町がどれくらいあるか。
- ③ RDF化施設（もしくは構成市町）が事業期間途中で離脱する場合のルールを決めておく方が良いのではないか。

(3) 施設等について

- ④ 焼却・発電施設が法定耐用年数を迎えるため、更に継続するための追加投資をどうするか。（また、その改修期間中のRDF処理をどうするか。）。
- ⑤ RDF焼却・発電施設の延長期間中の所有権及び終了した場合の撤去費用をどうするか。
- ⑥ 改修期間中（または29年度以降）のRDFの受入先をどのように確保するのか。

(4) 維持管理について

- ⑦ 富士電機システムズ(株)との現行の委託契約は、29年3月末までとなっているため、その後の管理委託について、どのような体制をとるか。
- ⑧ 29年度以降の維持管理費は、現行と同程度の金額で契約ができるか。どのようなRDF処理委託料の設定ルールとするか。
- ⑨ 市町による適切な経費のチェック方策をどのようにとるか。
- ⑩ RDFの運搬コストの低減方法がないか。
- ⑪ 行政直営での事業実施が可能か。

(5) 事業全般について

- ⑫ 県と市町の役割分担をどのようにするのか。
- ⑬ RDF処理とその他の処理との経費比較が必要ではないか。

三重県RDF運営協議会「あり方検討作業部会」意向調査結果

団体名	意向	継続期間
桑名広域 清掃事業 組合	継続したい	10年以上延長希望
	理由：施設の長寿命化は、新たな施設を更新する場合と比較して、建設及び維持に係る総コストの低減をはかることができると考えるため。	
伊賀市	継続したい	4年程度延長希望
	理由：協定による施設稼働の期限が平成33年3月31日であるため。	
香肌奥伊 勢資源化 広域連合	継続したい	4年程度延長希望
	理由：当広域連合は、県のRDF化構想に基づいたRDF施設を整備するため、平成13年度から平成32年度の20年間の計画で建設地区の同意を得てRDF施設を整備し、現在に至っている状況である。 その当時、県からはRDF発電所の事業が15年間のモデル事業であることの説明もなくRDF事業が進んできた中、突然、平成19年度において平成29年度以降は県においてRDF焼却・発電事業は行わないとの提案があった。 この状況において当広域連合としては、県の提案する平成29年度以降のRDF事業への参加・継続という考え方とは違い、建設地区との協定による20年間の使用期限となる平成32年度までは当広域連合のRDF事業計画となっている。 このため、三重県下のRDF製造団体が存続する限りは、県において責任を持ってRDF焼却・発電事業を実施する義務があるものとする。	
志摩市	継続する考 えはない	
	理由：平成26年4月以降、鳥羽志勢広域連合により建設される新施設にて処理する予定である。また、それまでに財政上の諸課題に対処するためと行政改革の一環として、他の施設に統廃合し、RDF施設を閉鎖するため準備中である。	
紀北町	継続したい	
	理由：ごみ処理については、現在当町ではRDF処理施設以外の処理方法がないため、当面の間、三重県が主体となって運営していただきたい。	
南牟婁 清掃施設 組合	継続したい	10年程度延長希望
	理由：1. 29年度に建設費の起債償還が終了するが、すぐに新しい施設を建設することは難しい。 2. RDF化施設建設費に高額を投じているので、できる限り延命化させたい。	ただし、29年度以降も県が事業主体となることが条件

R D F 焼却・発電施設維持管理費等に関する調査の概要について

1 調査目的

R D F 焼却・発電事業の 29 年度以降のあり方を検討するための資料として、発電所施設（発電・焼却施設、R D F 貯蔵施設、脱塩洗灰処理施設）の将来の維持管理費、改修費を推定する。

2 調査結果

現況から、平成 29 年度以降も運転を継続するために必要な費用等を推定した。

1) 改修費

3～5 年延長の場合 約 5 億円（必要最小限の整備を実施）

10 年延長の場合 約 29 億円（大規模改修工事を実施）

2) 維持管理費

年間 13 億円程度（現状は年間 9 億円程度）

3) 撤去費

約 7 億円

4) 運営上の留意点

- ・ 維持管理及び改修工事を実施する業者を確保できるよう準備が必要である。
- ・ 改修中に R D F の外部処理が必要である。

3 委託調査先

(財) 日本環境衛生センター

RDF処理委託料の改定

H20.11.6

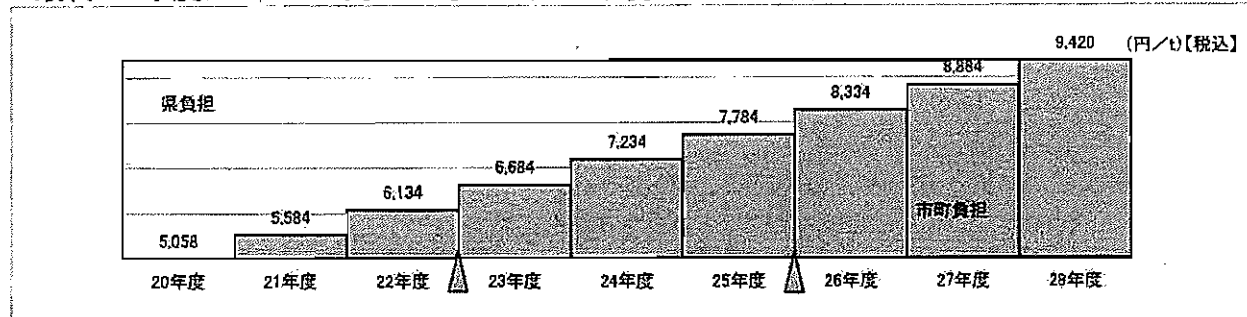
1. 現行収支計画によるRDF焼却・発電施設収支不足見込額:3,302,641千円【税抜】(平成14年度～平成28年度)
うち県負担分(平成19年度までの累積損失):1,401,158千円【税抜】(平成14年度～平成19年度)
2. 20年度以降の収支不足見込額:1,901,483千円【税抜】(平成20年度～平成28年度)
3. 20年度以降の収支不足見込額を県と市町で折半(それぞれ約9.5億円【税抜】を負担)
4. 収支計画については、3年ごとに見直す

<市町負担額>

年度	RDF処理見込量 (t/年)	変更案			
		追加額【税込】 (円/t)	(参考)処理委託料 【税込】 (円/t)	追加負担額【税抜】 (円)	追加負担額【税込】 (円)
20年度	50,746	0	5,058	0	0
21年度	51,089	526	5,584	25,593,156	26,872,814
22年度	50,399	1,076	6,134	51,646,975	54,229,324
23年度	50,465	1,626	6,684	78,148,657	82,056,090
24年度	50,661	2,176	7,234	104,988,891	110,238,336
25年度	50,842	2,726	7,784	131,995,516	138,595,292
26年度	50,675	3,276	8,334	158,106,000	166,011,300
27年度	51,210	3,826	8,884	186,599,486	195,929,460
28年度	51,411	4,362	9,420	213,575,983	224,254,782
計	457,498			950,654,664	998,187,398

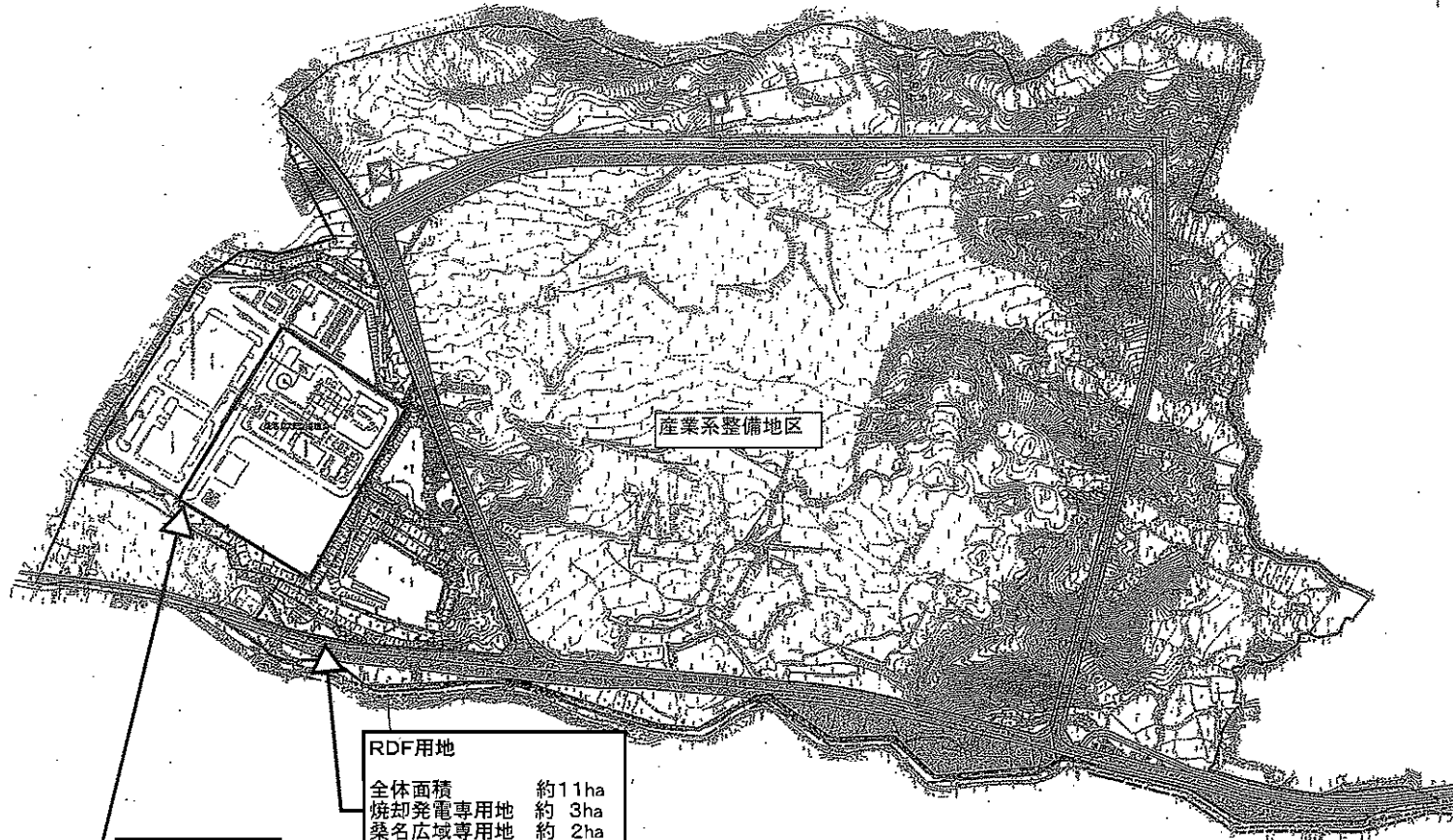
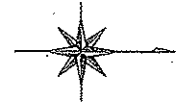
※各年度のRDF処理委託料は現行料金(5,058円/t)に追加額を加算した額

- ・激変緩和措置
- ・20年度追加負担なし。21年度526円/t負担。その後、毎年一定額(550円/t)を加算
- ・最終28年度が9,420円/tとなるよう27年度から28年度にかけて536円/tを加算



H.20.11.6
RDF運営協議会総会資料

桑名市多度力尾土地区画整理事業 (全体面積 約73ha)



焼却発電専用地

RDF用地
 全体面積 約11ha
 焼却発電専用地 約3ha
 桑名広域専用地 約2ha
 共有地(22%) 約6ha

凡 例	
[Symbol]	施行地区界
[Symbol]	都市計画街路
[Symbol]	区画街路
[Symbol]	河川・水路
[Symbol]	調整池
[Symbol]	緑地
[Symbol]	工業地
[Symbol]	都市運営施設
[Symbol]	農地